

岩倉市公共施設等総合管理計画



平成 29 年（2017 年）1 月策定

令和 4 年（2022 年）3 月改訂

岩 倉 市



目 次

はじめに

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の対象施設	3
4. 計画期間	3

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等の状況	6
2. 人口の将来の見通し（40年間）	19
3. 財政収支の状況	20
4. 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込み	22
5. 公共施設等の長寿命化による更新等に係る経費の縮減効果の検討	27

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等の現状や課題に関する基本認識	32
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	34
3. 計画の推進に向けた取組み	39

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物全体	44
2. 道 路（舗装）	48
3. 橋りょう	49
4. その他道路施設	50
5. 農業施設	51
6. 公 園	52
7. 上水道	54
8. 下水道	56
9. 消防・防災施設	57



はじめに

1. 計画策定の趣旨

本市では、岩倉団地の建設及び駅西土地区画整理事業が行われた昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて、人口の急激な増加に対応するために、学校施設や保育園などの公共建築物に加え、道路、上水道及び下水道などのインフラ資産が集中的に整備されてきました。（以下、公共建築物とインフラ資産を合わせて「公共施設等」という。）これら公共施設等の多くは、建設されてから既に 30 年以上を経過しているため、今後は、大規模な改修や更新といった老朽化対策に係る経費が増大するとともに、一定の年度への集中が懸念されます。

また、人口減少・少子高齢化による人口構造の変化に伴い、市税収入の減少、社会福祉関係費の増大といった厳しい財政状況が見込まれると同時に、公共施設等の利用需要の変化への対応も課題となっています。

そのような背景の中、将来の人口動向や財政状況に応じた公共サービスを安全かつ持続的に提供するためには、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となります。

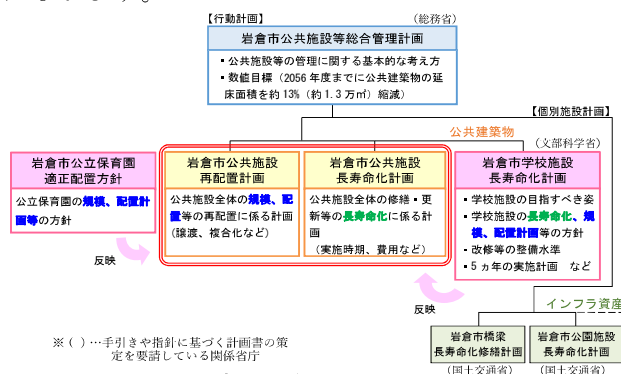
こうしたなか、本市では、平成 29 年（2017 年）1 月に公共施設等の全体の現状や課題を把握し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めることを目的として、「岩倉市公共施設等総合管理計画」を策定し、中長期的な視点で、公共施設マネジメントに取り組んできました。

この度、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改定や本市を取り巻く状況の変化を踏まえて、本計画の改定を行いました。

2. 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、平成 25 年（2013 年）11 月 29 日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、市町村版の「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当するもので、平成 30 年（2018 年）2 月 27 日に総務省が改定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づいて改定するものです。

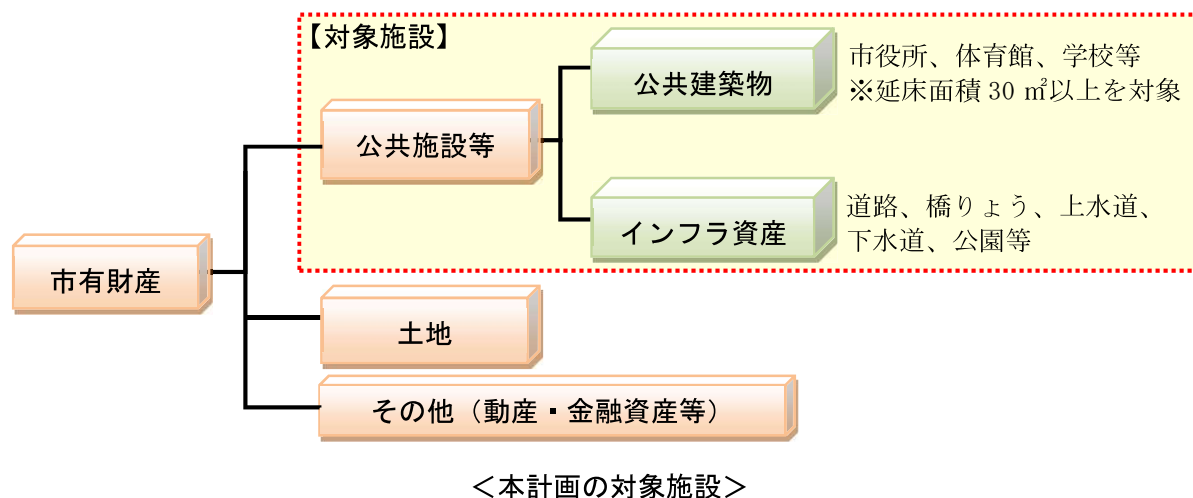
そのため、本計画は、学校や道路などの施設類型ごとの計画（個別施設計画）の上位計画として位置付けられることになります。



<計画の位置付け>

3. 計画の対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、公共建築物とインフラ資産です。



4. 計画期間

本市の公共建築物に着目すると、学校教育系施設を中心として、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて建設された施設が多く、耐用年数を 60 年とした場合、今後 40 年の間に約 8 割の施設が更新時期を迎えることになります。本計画は、将来の人口や財政の見通し等を基に長期的な視点に基づき検討する必要があることから、平成 29 年度（2017 年度）から令和 38 年度（2056 年度）までの 40 年間を計画期間とします。

なお、今後の社会情勢や財政状況等の変化を踏まえ、5 年ごとに計画の見直しを行うことを基本とします。

＜「岩倉市公共施設等総合管理計画」の計画期間＞

計画区分	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
年度	2019～2026 年度	2027～2036 年度	2037～2046 年度	2047～2056 年度
岩倉市公共施設等総合管理計画	2017 年度から 2056 年度までの 40 年間			
岩倉市公共施設長寿命化計画	第 1 期計画期間 (2021 年度見直し)	第 2 期計画期間 (2031 年度見直し)	第 3 期計画期間 (2041 年度見直し)	第 4 期計画期間 (2051 年度見直し)
岩倉市公共施設再配置計画	第 1 期計画期間 (2021 年度見直し)	第 2 期計画期間 (2031 年度見直し)	第 3 期計画期間 (2041 年度見直し)	第 4 期計画期間 (2051 年度見直し)



第 1 章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等の状況

1-1 公共建築物

(1) 公共建築物の保有量

計画の対象とする公共建築物（延床面積が 30 m²以上の建物、自転車置き場や倉庫などの簡易な建物などを除く）の総数は、令和 4 年（2022 年）3 月 31 日現在、77 施設、124 棟であり、延床面積は 102,289 m²となっています。

<公共建築物の保有量>

施設分類	用途	施設数 (か所)	棟数 (棟)	延床面積 (m ²)	構成比率 (%)
市民文化系施設	集会施設	6	6	1,432	1.4
	学習等共同利用施設	8	8	1,875	1.8
	文化施設	1	1	1,088	1.1
社会教育系施設	図書館	1	1	2,521	2.5
	その他社会教育系施設	2	2	3,000	2.9
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設※注 1	3	4	8,151	8.0
学校教育系施設	学校	7	45	48,031	47.0
	その他学校教育系施設	1	1	2,387	2.3
子育て支援施設	保育園	7	12	5,621	5.5
	幼児・児童施設※注 2	11	10	4,778	4.7
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	3	3,043	3.0
	保健施設	1	1	1,274	1.2
医療施設	医療施設	1	1	248	0.2
行政系施設	庁舎等	2	2	10,455	10.2
	消防施設	6	7	2,651	2.6
	その他行政系施設	1	1	518	0.5
公営住宅	公営住宅	1	3	2,519	2.5
公園・広場等(建築物)	公園・広場等(建築物)	4	4	353	0.3
その他	その他	6	6	1,082	1.1
上水道施設(建築物)	上水道施設(建築物)	5	6	1,262	1.2
合 計		77	124	102,289	100.0

※令和 4 年（2022 年）年 3 月 31 日現在

※注 1：市立体育館は、令和 4 年度に取壊し予定のため、含めない

※注 2：岩倉北小学校放課後児童クラブ施設は、岩倉北小学校屋内運動場等複合施設内にあるため、棟数に含めない

<公共建築物の対象施設一覧表(1/2)>

施設 分類	用途	施設名称	現在地	小学校区	建築年度	経過 年数	棟数	延床面積 (㎡)	構造
市民文化系施設									
集会施設									
1		大市場町公会堂	大市場町郷廻184番地3	曾野	昭和55	41	1	308	鉄筋コンクリート造
2		曾野町公会堂	曾野町宮前1番地	曾野	昭和57	39	1	310	鉄筋コンクリート造
3		東新町公会堂	東新町釜之口1番地1	岩倉東	昭和60	36	1	447	鉄筋コンクリート造
4		北島町多目的センター	北島町宮東1298番地	岩倉南	平成7	26	1	196	鉄骨造
5		野寄町公会堂	野寄町屋敷922番地	岩倉南	平成8	25	1	81	鉄筋コンクリート造
6		川井町文化会館	川井町井上1294番地3	岩倉南	平成9	24	1	90	鉄骨造
学習等共同利用施設									
7		八剣会館	八剣町郷81番地1	五条川	昭和58	38	1	330	鉄筋コンクリート造
8		東町会館	東町東市場屋敷351番地1	岩倉北	昭和59	37	1	329	鉄筋コンクリート造
9		大上市場会館	宮前町一丁目2番地	岩倉北	昭和60	36	1	329	鉄筋コンクリート造
10		神野会館	神野町平久田41番地	五条川	昭和60	36	1	138	鉄筋コンクリート造
11		泉会館	泉町西新溝廻間1番地7	岩倉北	昭和60	36	1	140	鉄筋コンクリート造
12		中野会館	東町馬出58番地2	岩倉北	昭和60	36	1	140	鉄筋コンクリート造
13		石仏会館	石仏町中屋敷597番地1	五条川	昭和61	35	1	330	鉄筋コンクリート造
14		井上会館	井上町東畑田156番地1	五条川	昭和61	35	1	139	鉄筋コンクリート造
文化施設									
15		市民プラザ	昭和町二丁目17番地	岩倉南	昭和50	46	1	1,088	鉄筋コンクリート造
社会教育系施設									
図書館									
16		図書館	昭和町二丁目17番地	岩倉南	昭和57	39	1	2,521	鉄筋コンクリート造
その他社会教育系施設									
17		青少年宿泊研修施設希望の家	川井町江崎3819番地1	岩倉南	昭和61	35	1	978	鉄筋コンクリート造
18		生涯学習センター	本町神明西20番地	岩倉北	平成21	12	1	2,022	鉄筋コンクリート造
スポーツ・レクリエーション系施設									
スポーツ施設									
19		総合体育文化センター	鈴井町下新田123番地	岩倉北	平成1	32	1	7,967	鉄筋コンクリート造
20		石仏スポーツ広場	石仏町五山寺1番地	岩倉北	昭和63	33	2	103	鉄筋コンクリート造
21		野寄テニスコート	野寄町火吹6番地	岩倉南	平成7	26	1	81	鉄骨造
		市立体育館	本町南新溝廻間1番地	岩倉北	昭和30	57	1	1,063	鉄筋コンクリート造
学校教育系施設									
学校									
22		岩倉北小学校	本町南新溝廻間2番地	岩倉北	昭和42	54	4	6,718	鉄筋コンクリート造
23		岩倉南小学校	大地町小森93番地1	岩倉南	昭和40	56	6	6,742	鉄筋コンクリート造
24		岩倉東小学校	東町掛目1番地	岩倉東	昭和40	56	7	6,004	鉄筋コンクリート造
25		五条川小学校	神野町郷浦18番地	五条川	昭和50	46	6	4,622	鉄筋コンクリート造
26		曾野小学校	曾野町井森1番地	曾野	昭和56	40	5	6,209	鉄筋コンクリート造
27		岩倉中学校	西市町竹之宮24番地	岩倉北	昭和48	48	9	9,318	鉄筋コンクリート造
28		南部中学校	曾野町江毛1番地	曾野	昭和51	45	8	8,418	鉄筋コンクリート造
その他学校教育系施設									
29		学校給食センター	大地町下塚田2番地1	岩倉南	平成28	5	1	2,387	鉄骨造
子育て支援施設									
保育園									
30		中部保育園	本町畑中65番地	岩倉北	昭和45	51	1	1,037	鉄筋コンクリート造
31		北部保育園	石仏町稲葉144番地24	五条川	昭和41	55	3	739	木造
32		南部保育園	大地町小森5番地	岩倉南	平成9	24	1	838	鉄骨造
33		東部保育園	大市場町順喜11番地	曾野	昭和43	53	3	1,135	鉄骨造
34		西部保育園	西市町二本木19番地8	岩倉北	昭和44	52	2	534	鉄骨造
35		仙奈保育園	東町仙奈158番地	岩倉東	昭和49	47	1	652	鉄骨造
36		下寺保育園	下本町下寺廻107番地1	曾野	昭和52	44	1	686	鉄筋コンクリート造
幼児・児童施設									
37		第二児童館	宮前町二丁目69番地	岩倉北	昭和43	53	1	187	鉄骨造
38		第三児童館	下本町下市場27番地	曾野	平成15	18	1	674	鉄筋コンクリート造
39		第四児童館	稲荷町羽根24番地3	曾野	平成9	24	1	380	鉄筋コンクリート造
40		地域交流センター(ボブラの家)	東新町南江向24番地5	岩倉東	平成8	25	1	561	鉄筋コンクリート造
41		第六児童館	石仏町往還東南33番地	五条川	昭和48	48	1	210	鉄筋コンクリート造
42		第七児童館	曾野町花ノ木57番地	曾野	昭和49	47	1	210	鉄筋コンクリート造
43		地域交流センター(みどりの家)	中央町二丁目20番地	岩倉南	平成7	26	1	717	鉄筋コンクリート造
44		地域交流センター(くすのきの家)	中本町西出口15番地1	岩倉北	平成13	20	1	908	鉄筋コンクリート造
45		五条川小学校放課後児童クラブ施設	神野町郷浦18番地	五条川	平成29	4	1	255	鉄骨造
46		岩倉北小学校放課後児童クラブ施設	本町南新溝廻間2番地	岩倉北	令和3	-	-	549	鉄筋コンクリート造
47		子ども発達支援施設あゆみの家	東町仙奈158番地	岩倉東	昭和49	47	1	127	鉄骨造

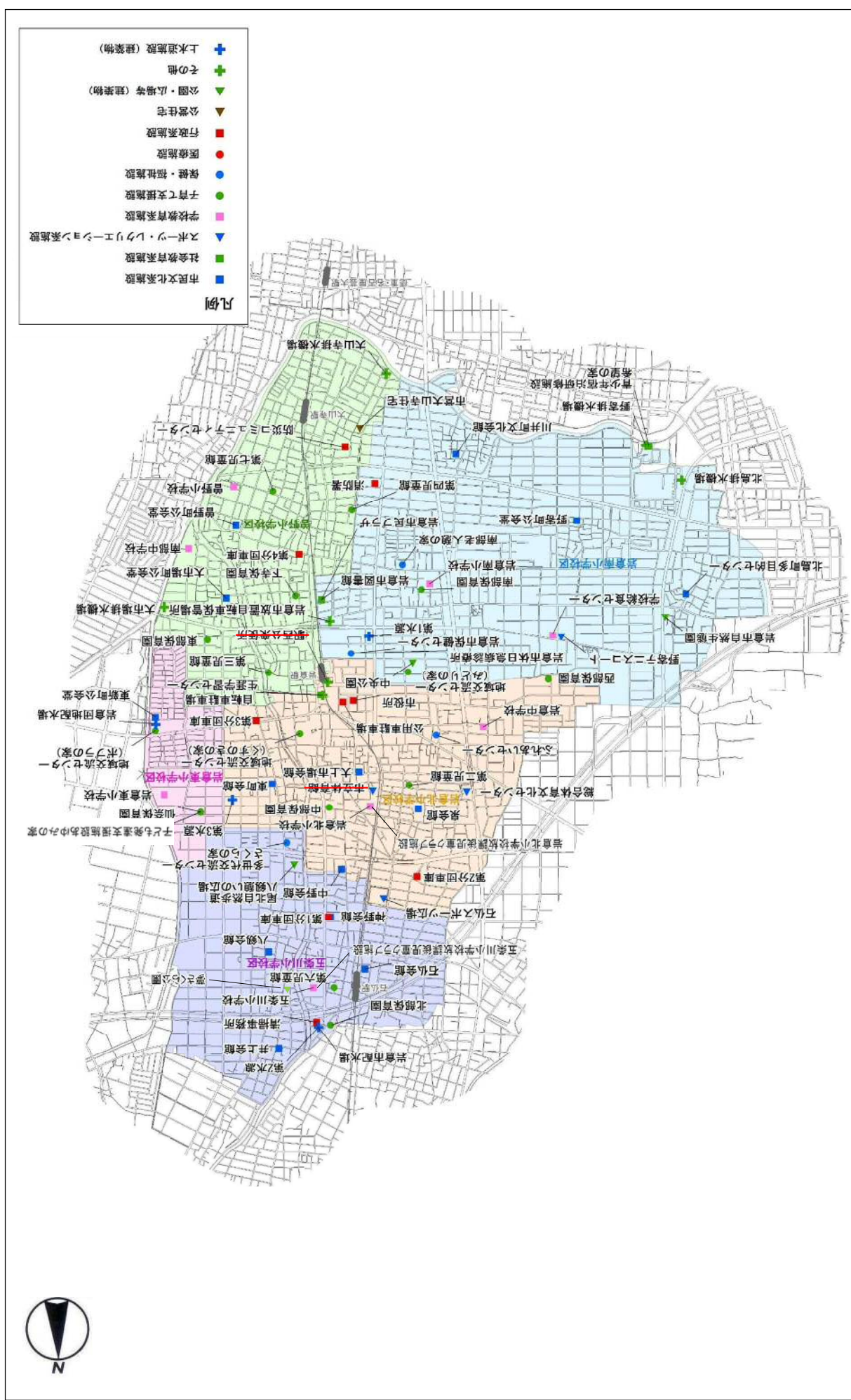
＜公共建築物の対象施設一覧表（2/2）＞

施設 分類	用途	施設名称	現在地	小学校区	建築年度	経過 年数	棟数	延床面積 (㎡)	構造
保健・福祉施設									
高齢福祉施設									
	48	南部老人憩の家	大地町郷前32番地	岩倉南	昭和51	45	1	389	鉄筋コンクリート造
	49	ふれあいセンター	西市町無量寺2番地1	岩倉北	平成4	29	1	1,593	鉄筋コンクリート造
	50	多世代交流センターさくらの家	八剱町下池田806番地1	五条川	平成22	11	1	1,061	鉄筋コンクリート造
保健施設									
	51	保健センター	旭町一丁目20番地	岩倉南	昭和61	35	1	1,274	鉄筋コンクリート造
医療施設									
医療施設									
	52	休日急病診療所	旭町一丁目20番地	岩倉南	昭和49	47	1	248	鉄筋コンクリート造
行政系施設									
庁舎等									
	53	市役所	栄町一丁目66番地	岩倉北	平成13	20	1	10,360	鉄骨鉄筋コンクリート造
	54	公用車駐車場	栄町一丁目85番地	岩倉北	平成8	25	1	95	鉄骨造
消防施設									
	55	消防署	川井町北穴田119番地	岩倉南	平成8	25	2	1,963	鉄筋コンクリート造
	56	第1分団車庫	神野町平久田39番地	五条川	平成4	29	1	43	鉄骨造
	57	第2分団車庫	鈴井町立切64番地1	岩倉北	平成26	7	1	76	鉄骨造
	58	第3分団車庫	中本町古市場47番地2	岩倉北	平成15	18	1	67	鉄骨造
	59	第4分団車庫	稲荷町稲荷76番地3	曽野	平成17	16	1	55	鉄骨造
	60	防災コミュニティセンター	大山寺元町8番地7	曽野	平成17	16	1	447	鉄筋コンクリート造
その他行政系施設									
	61	清掃事務所	石仏町稲葉1番地	五条川	昭和50	46	1	518	鉄骨造
公営住宅									
公営住宅									
	62	市営大山寺住宅	大山寺町前畑2番地	曽野	昭和48	48	3	2,519	プレキャストコンクリート造
公園・広場等(建築物)									
公園・広場等(建築物)									
	63	自然生態園(ワークハウス)	北島町最中1番地	岩倉南	平成7	26	1	70	木造
	64	中央公園(便所)	中央町二丁目20番地	岩倉南	平成25	8	1	36	鉄筋コンクリート造
	65	尾北自然歩道八剱憩いの広場(便所)	八剱町樋口1番地1	五条川	平成12	21	1	78	鉄筋コンクリート造
	66	夢さくら公園(休憩所)	八剱町185番地1	五条川	平成11	22	1	169	鉄骨造
その他									
その他									
	67	放置自転車保管場所	旭町二丁目53番地1	岩倉南	平成7	26	1	82	鉄骨造
	68	自転車駐車場	本町神明西20番地	岩倉北	平成21	12	1	617	鉄骨造
	69	大市場排水機場	大市場町郷東38番地2	曽野	昭和57	39	1	166	鉄筋コンクリート造
	70	大山寺排水機場	大山寺町高畑30番地2	曽野	昭和60	36	1	54	鉄筋コンクリート造
	71	野寄排水機場	川井町江崎3839番地4	岩倉南	平成1	32	1	100	鉄筋コンクリート造
	72	北島排水機場	北島町権現山10番地	岩倉南	平成4	29	1	63	鉄筋コンクリート造
上水道施設(建築物)									
上水道施設(建築物)									
	73	配水場	井上町流80番地	五条川	昭和49	47	2	621	鉄筋コンクリート造
	74	第1水源	旭町一丁目42番地	岩倉南	昭和46	50	1	34	コンクリートブロック造
	75	第2水源	井上町流80番地	五条川	昭和48	48	1	36	鉄筋コンクリート造
	76	第3水源	東町東出口54番地2	岩倉北	昭和49	47	1	36	鉄筋コンクリート造
	77	岩倉団地配水場	東新町釜之口4番地1	岩倉東	昭和40	56	1	535	鉄筋コンクリート造
合計							124	102,289	

※複数棟ある施設の建築年度と構造は、その施設の中で一番面積の大きい棟の情報を表示
(学校は、最も築年数の古い校舎の情報を表示)

(2) 公共建築物の配置状況

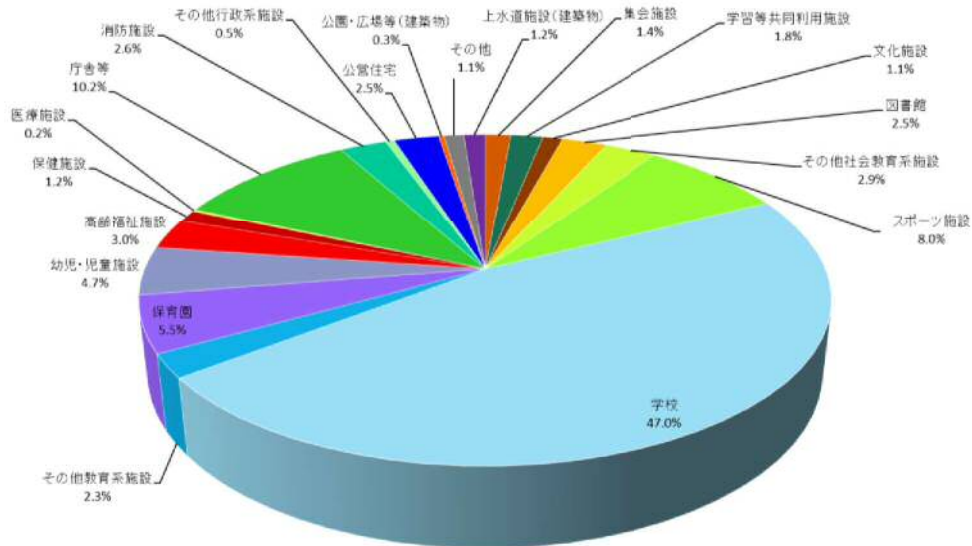
本市は、愛知県の市の中で、最も面積の小さい市であり、人口密度は名古屋市、北名古屋市に次いで3番目に高い市となっています。また、市内には5つの小学校が設置されており、それぞれの小学校区に集会施設及び保育園が少なくとも1か所ずつ設置されている状況です。



＜公共建築物の配置状況図＞

(3) 用途別の延床面積の割合

本市が保有する公共建築物の延床面積の割合について、用途別に着目すると、学校が 47.0%と最も多くの割合を占めています。次いで、庁舎等、スポーツ施設の順に、延床面積の割合が高くなっています。



＜用途別の延床面積の割合＞

(4) 施設保有量の推移

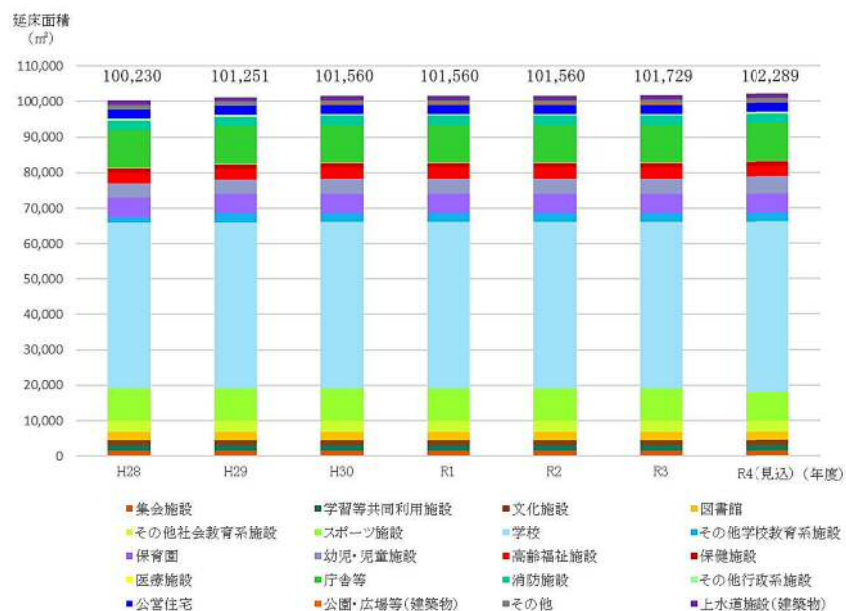
平成 28 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）（見込）までの各年度 4 月 1 日時点での用途別の施設保有量の推移です。平成 28 年度から令和 4 年度の間では施設保有量が増加しました。これは主に、平成 28 年度に新学校給食センター、平成 29 年度に五条川小学校放課後児童クラブ施設、令和 3 年度に岩倉北小学校屋内運動場等複合施設を建設したためです。

※本計画は、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針であることから、計画策定時は、平成 28 年度に建設した学校給食センターを保有量の対象にしていまして。そのため、下記施設保有量と差異が生じています。

<用途別の施設保有量の推移>

（単位：㎡）

用 途	年 度						
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(見込)
集会施設	1,432	1,432	1,432	1,432	1,432	1,432	1,432
学習等共同利用施設	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875
文化施設	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
図書館	2,521	2,521	2,521	2,521	2,521	2,521	2,521
その他社会教育系施設	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
スポーツ施設	9,213	9,213	9,213	9,213	9,213	9,213	8,151
学校	46,904	46,904	46,958	46,958	46,958	46,958	48,031
その他学校教育系施設	1,324	2,387	2,387	2,387	2,387	2,387	2,387
保育園	5,621	5,621	5,621	5,621	5,621	5,621	5,621
幼児・児童施設	3,974	3,974	4,229	4,229	4,229	4,229	4,778
高齢福祉施設	3,043	3,043	3,043	3,043	3,043	3,043	3,043
保健施設	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274	1,274
医療施設	248	248	248	248	248	248	248
庁舎等	10,455	10,455	10,455	10,455	10,455	10,455	10,455
消防施設	2,651	2,651	2,651	2,651	2,651	2,651	2,651
その他行政系施設	518	518	518	518	518	518	518
公営住宅	2,519	2,519	2,519	2,519	2,519	2,519	2,519
公園・広場等(建築物)	184	184	184	184	184	353	353
その他	1,124	1,082	1,082	1,082	1,082	1,082	1,082
上水道施設(建築物)	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262
合計	100,230	101,251	101,560	101,560	101,560	101,729	102,289

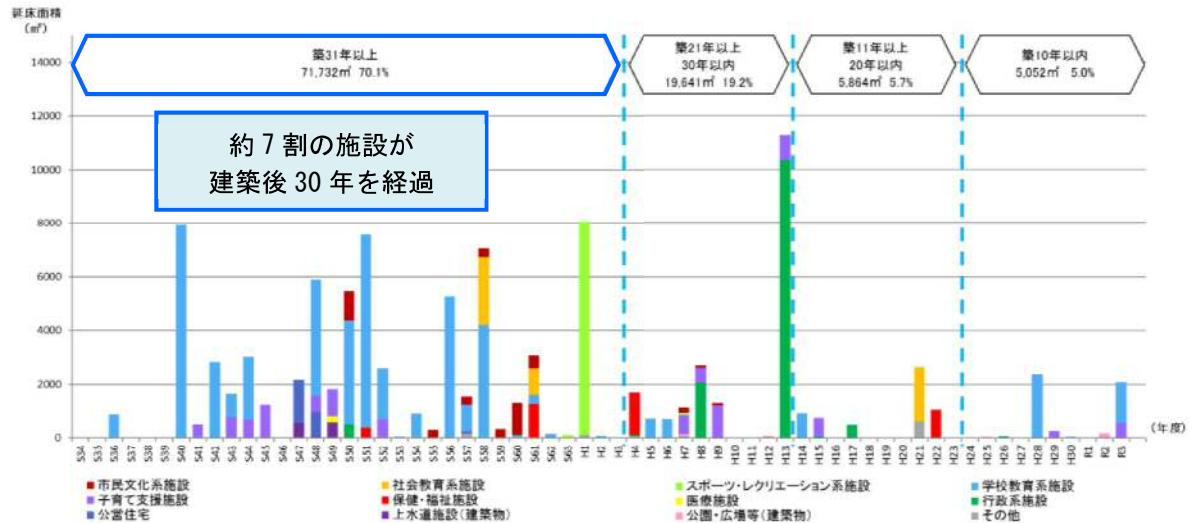


<用途別の施設保有量の推移>

(5) 施設分類別の年度別整備状況

本市の公共建築物は、人口が急激に増加した昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて、学校教育系施設を中心として、集中的に整備が行われてきました。現段階では施設整備のピークは過ぎています。市の施設の大半を占める学校教育系施設をはじめとして、約 7 割の施設が建設されてから 30 年を超えており、全体的に老朽化が進行している状況であると言えます。

<施設分類別の年度別整備状況>

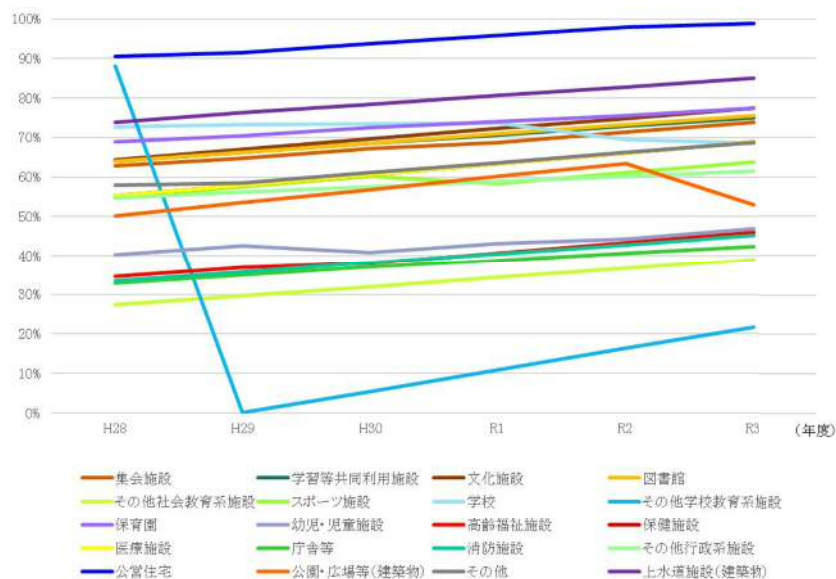


(6) 有形固定資産減価償却率の推移

平成 28 年度（2016 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの各年度 4 月 1 日時点での有形固定資産（土地を除く）の減価償却の進展の割合を示す用途別の有形固定資産減価償却率の推移です。有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽度合いを示します。数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、資産の老朽化が進んでいると判断することができます。本市では全体的に上昇傾向にあり、特に公営住宅や医療施設の老朽化が進んでいることがわかります。なお、その他学校教育系施設が平成 29 年度（2017 年度）に 0%になっているのは、学校給食センターを建て替えたため、また、公園・広場等（建築物）が令和 3 年度（2021 年度）に大きく減少したのは、夢さくら公園休憩所を整備したためです。

＜用途別の有形固定資産減価償却率の推移＞

用途	年度					
	H28	H29	H30	R1	R2	R3
集会施設	63%	65%	67%	69%	71%	74%
学習等共同利用施設	64%	66%	68%	71%	73%	75%
文化施設	64%	67%	70%	72%	75%	77%
図書館	64%	66%	69%	71%	73%	76%
その他社会教育系施設	27%	30%	32%	34%	37%	39%
スポーツ施設	55%	57%	60%	58%	61%	64%
学校	73%	73%	73%	74%	69%	69%
その他学校教育系施設	88%	0%	5%	11%	16%	22%
保育園	69%	70%	73%	74%	75%	78%
幼児・児童施設	40%	43%	41%	43%	44%	47%
高齢福祉施設	35%	37%	38%	41%	43%	46%
保健施設	55%	58%	61%	63%	66%	69%
医療施設	55%	58%	61%	63%	66%	69%
庁舎等	33%	35%	37%	39%	41%	42%
消防施設	33%	36%	38%	40%	43%	45%
その他行政系施設	55%	56%	58%	59%	60%	62%
公営住宅	91%	91%	94%	96%	98%	99%
公園・広場等(建築物)	50%	54%	57%	60%	63%	53%
その他	58%	59%	61%	64%	66%	69%
上水道施設(建築物)	74%	76%	78%	81%	83%	85%
合計	56%	54%	55%	57%	57%	58%



＜用途別の有形固定資産減価償却率の推移＞

1-2 インフラ資産

(1) インフラ資産の保有量

計画の対象とするインフラ資産の総数は、以下のとおりです。

＜インフラ資産の保有量＞

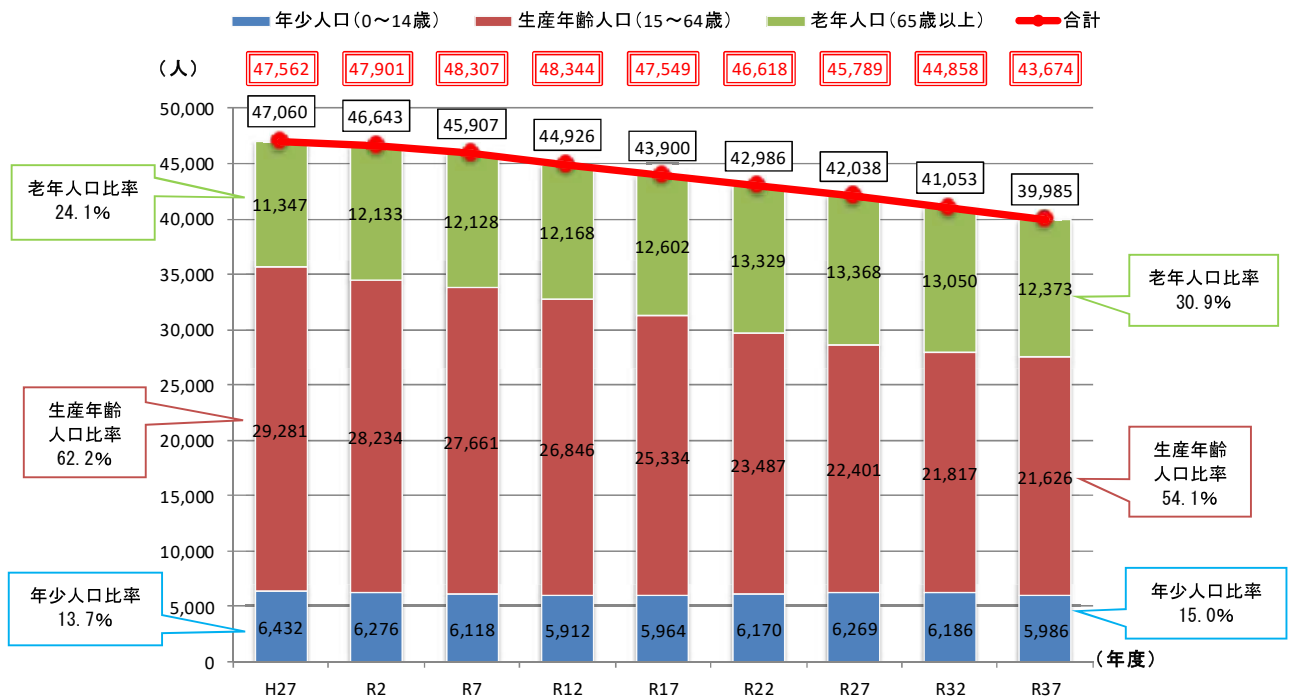
大分類	中分類	単位	数量	備考
道路	幹線道路（1 級、2 級市道）	m	40,200	368,571 m ²
	生活道路（その他）	m	208,998	1,106,326 m ²
橋りょう	橋りょう（15m 以上）	橋	23	6,516 m ²
	橋りょう（15m 未満）	橋	106	2,630 m ²
その他道路施設	岩倉駅東西地下連絡道	か所	1	1,515 m ²
	駅前広場（岩倉駅・石仏駅）	か所	3	7,564 m ²
	道路照明灯	基	335	
	道路案内標識	基	2	
	アンダーパス	か所	10	
農業施設	用排水路	m	44,341	
	排水機場（農業用）	か所	7	383 m ²
公園	都市公園	か所	19	52,219 m ²
	児童遊園	か所	12	9,432 m ²
	尾北自然歩道休憩所	か所	10	14,215 m ²
	ふれあい広場	か所	3	3,579 m ²
上水道	配水場等	か所	11	
	上水道管路	m	229,099	
下水道	下水道管路	m	129,820	
	マンホールポンプ	か所	6	
	雨水管路	m	5,481	
消防・防災施設	防火水槽	か所	101	
	防災無線施設	か所	20	
	災害用資機材倉庫	か所	13	

※令和 4 年 3 月 31 日現在

2. 人口の将来の見通し（40 年間）

「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年（2016 年）3 月策定）」における将来推計値によると、平成 27 年度（2015 年度）から 40 年後の令和 37 年度（2055 年度）までの将来人口の見通しは、以下のとおりであり、今後の人口減少・少子高齢化の進行により、公共施設等に求められる将来の利用需要が大きく変化していくことが想定されます。

- ・総人口は、約 15%減少する。（47,060 人⇒39,985 人）
- ・老年人口（65 歳以上）は、約 9%増加する。（11,347 人⇒12,373 人）
- ・高齢化率は、約 7 ポイント増加する。（24.1%⇒30.9%）
- ・財政負担の担い手である生産年齢人口（15～64 歳）は、約 26%減少する。
（29,281 人⇒21,626 人）
- ・年少人口（0～14 歳）は、約 7%減少する。（6,432 人⇒5,986 人）



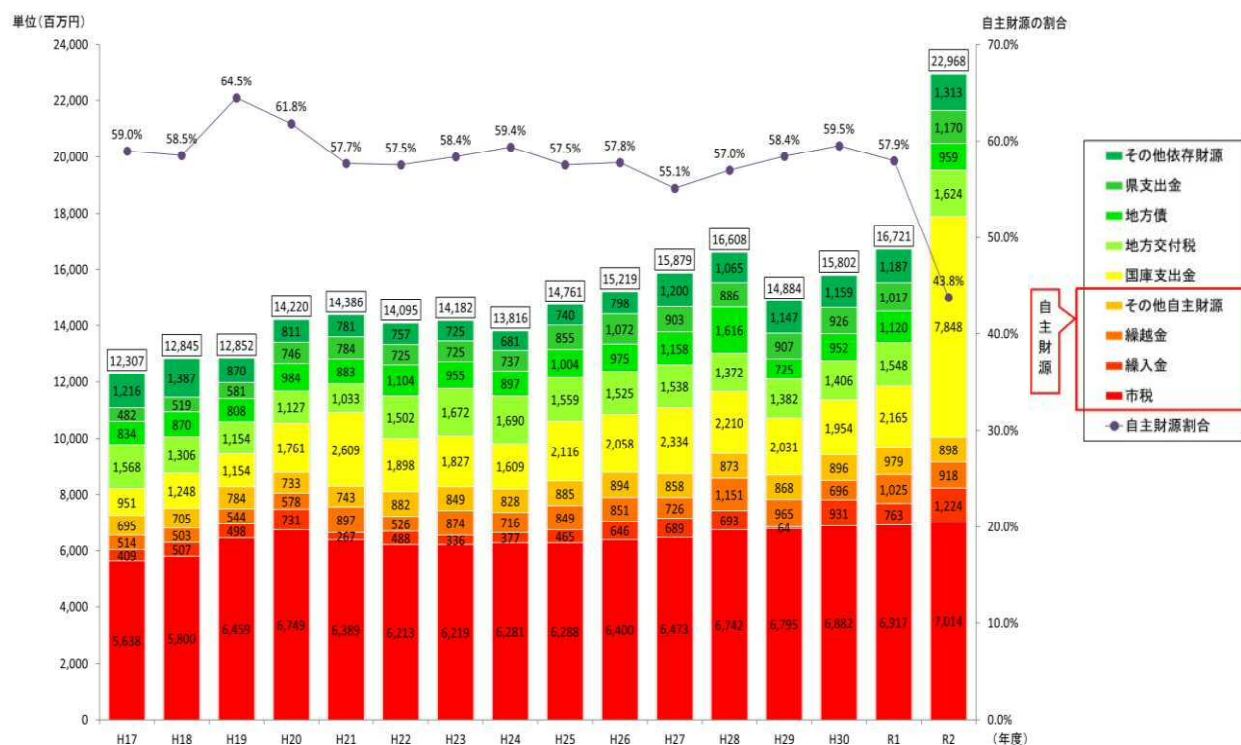
※「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年（2016 年）3 月策定）」を基に作成
 ※「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和 3 年（2021 年）3 月に改定され、二重
 囲み線のとおり人口推計の将来推計値が見直されました

＜平成 27 年度（2015 年度）から令和 37 年度（2055 年度）までの人口推計＞

3. 財政収支の状況

3-1 歳入の推移・内訳

本市の普通会計の歳入の総額は、平成19年度（2007年度）までは120億円台で推移していましたが、平成20年度（2008年度）から令和元年度（2019年度）にかけては140億円から160億円程度で推移しています。これは平成19年度（2007年度）の税制改正により市税が増加したこと、国が景気対策として実施した臨時交付金、定額給付金事業補助金などにより、国庫支出金が増加したためです。また、平成20年度（2008年度）から平成21年度（2009年度）にかけては、岩倉駅東地区北街区市街地再開発事業に関連した補助金が増加したため、歳入規模も大きくなっています。内訳をみると市税収入は歳入総額の40%～50%ほどとなり、次いで地方交付税及び国庫支出金の割合が高くなっています。また、歳入のうち自主財源の占める割合は60%程度となっています。なお、令和2年度（2020年度）の決算額が約230億円と平年と比べて多くなっているのは、特別定額給付金給付事業を始めとした新型コロナウイルス感染症の感染症対策事業により、国庫支出金に約56億円の歳入があったためです。

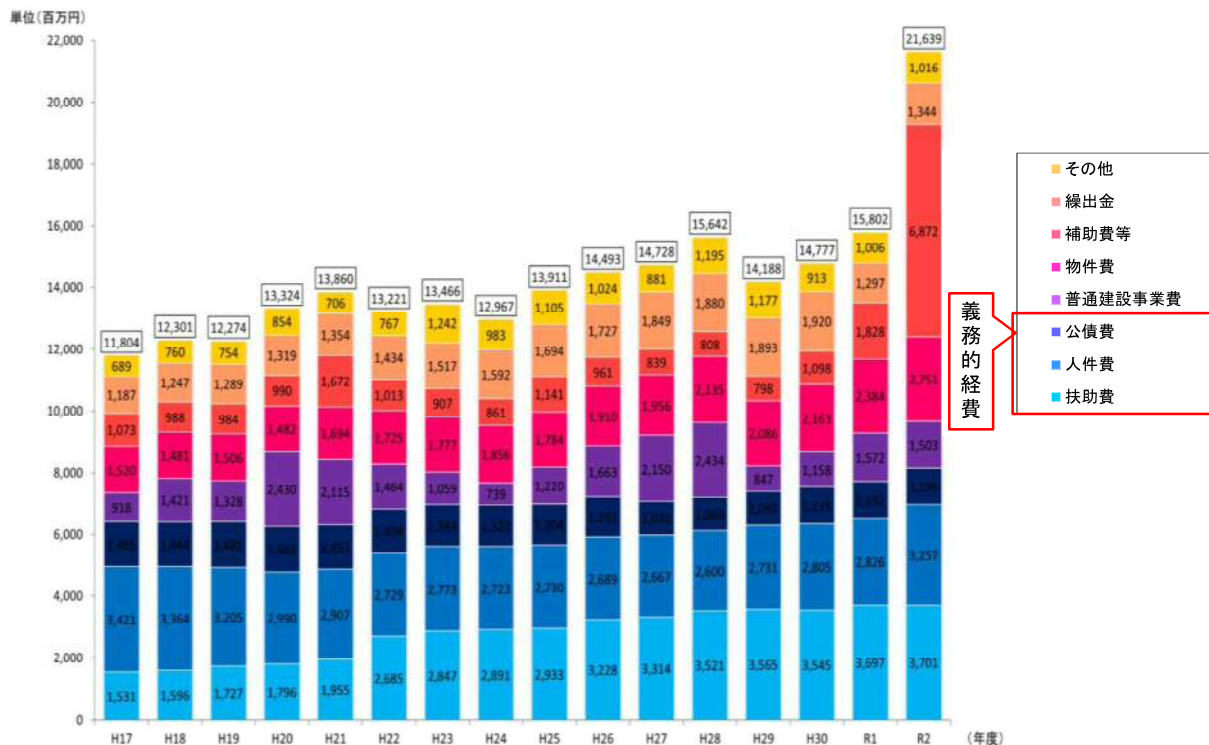


<歳入の推移>

3-2 歳出の推移・内訳

本市の普通会計の歳出の総額は、平成 19 年度（2007 年度）までは 120 億円前後で推移していましたが、平成 20 年度（2008 年度）以降増加し、令和元年度（2020 年度）は約 158 億円となっています。また、扶助費については年々増加しており、平成 17 年度（2005 年度）から令和 2 年度（2020 年度）にかけての 16 年間で 2.5 倍近く増加しています。

また、平成 20 年度（2008 年度）から平成 21 年度（2009 年度）にかけては、岩倉駅東地区北街区市街地再開発事業や生涯学習センター建設事業、小中学校の耐震対策事業等、平成 28 年度は北島藤島線道路街路改良事業や新学校給食センター建設事業等、令和元年度には小中学校空調設備設置工事や岩倉中学校北館給排水・衛生設備等改修工事等により普通建設事業費が増加したため、歳出規模も大きくなっています。なお、令和 2 年度の決算額が約 216 億円と平年と比べて多くなっているのは、特別定額給付金給付事業を始めとした新型コロナウイルス感染症の感染症対策事業により、主に補助費等で約 57 億円の支出があったためです。



＜歳出の推移＞

4. 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込み

将来的な公共施設等の更新等に係る財政的な課題を明らかにするため、今後40年間における「更新等に係る中長期的な経費の見込み」と「充当可能な財源の見込み」を試算し、比較を行います。

4-1 更新等に係る中長期的な経費の見込み

現在、市が保有する公共施設等を全て維持すると仮定し、今後40年間の公共施設等の更新等に係る中長期的な経費を試算します。

(1) 試算条件

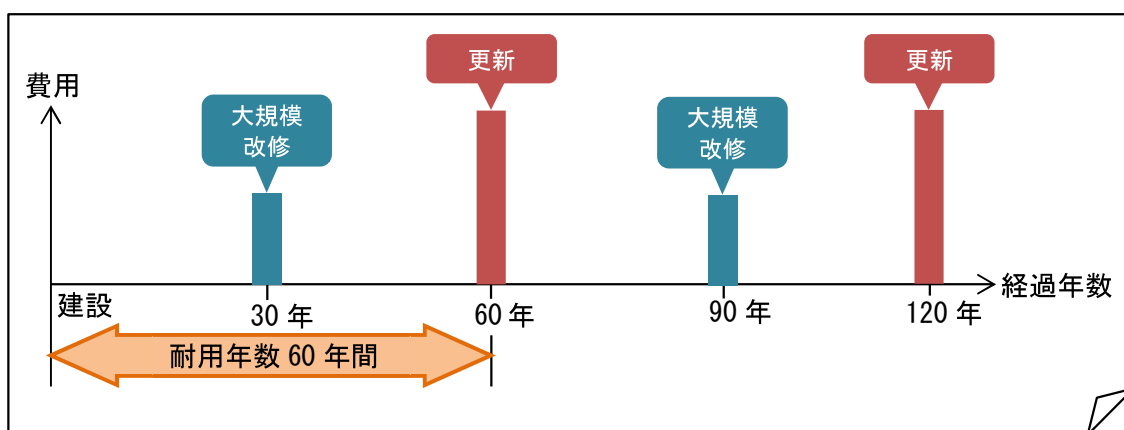
a) 公共建築物

総務省の試算ソフトの考え方に基づき、建築後30年で大規模改修、60年で更新を行うと仮定し、それぞれ下表の単価を使用します。

＜公共建築物の更新単価、大規模改修単価＞

施設分類	更新単価	大規模改修単価
市民文化系施設、社会教育系施設、医療施設、行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、その他、上水道施設（建築物）	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設、公園・広場等（建築物）	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

※大規模改修：更新費用の約6割



＜公共建築物の更新、大規模改修のイメージ＞

b) インフラ資産

インフラ資産における更新等に係る経費の試算対象は、施設保有量が多く市の財政状況に与える影響が大きいと考えられる施設のみとし、道路、橋りょう、用排水路、都市公園、上水道管路及び下水道管路の6施設とします。

インフラ資産については、総務省の試算ソフトの適用範囲が道路、橋りょう、上水道管路及び下水道管路の4分野であることを踏まえ、以下の条件とします。

<インフラ資産の試算条件>

試算対象施設	試算方法
道路、橋りょう、 上水道管路、下水道管路	総務省の試算ソフトの考え方にに基づき試算する。
都市公園	「岩倉市公園施設長寿命化計画（平成 24 年 3 月策定）」に基づき試算する。
用排水路	公的な資料により更新単価と耐用年数を設定し試算する。

(2) 試算結果

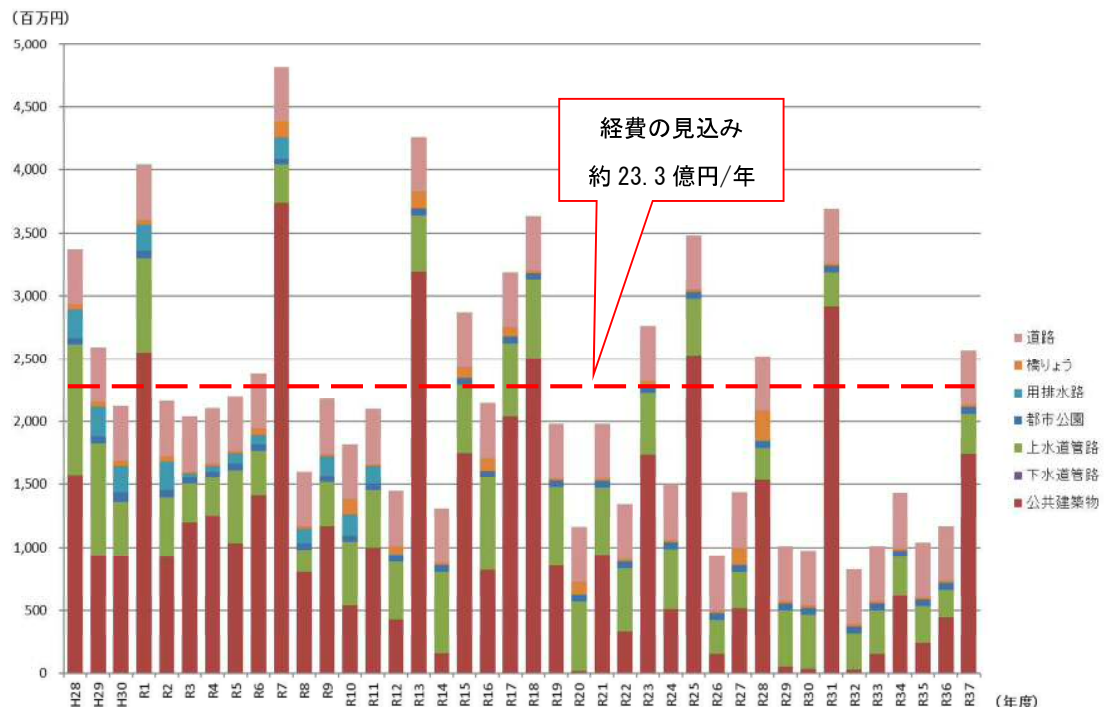
前述した試算条件に基づき、今後 40 年間に必要な公共施設等の更新等に係る経費の見込みを算出した結果、総額で約 934 億円、年間で約 23.3 億円となり、その内訳は、公共建築物で約 453 億円（約 11.3 億円/年）、インフラ資産で約 481 億円（約 12.0 億円/年）となります。

なお、インフラ資産のうち上水道と下水道は、使用料収入などの財源を基に、その他のインフラ資産とは独立して収支のバランスを確保していく分野であるため、普通会計のインフラ資産とは別に集計を行いました。

<更新等に係る経費の見込み>

施設区分	経費の見込み
公共建築物	約 453 億円 (約 11.3 億円/年)
インフラ資産 (普通会計)	約 236 億円 (約 5.9 億円/年)
インフラ資産 (上水道、下水道)	約 245 億円 (約 6.1 億円/年)
合計	約 934 億円 (約 23.3 億円/年)

※上水道施設（建築物）は公共建築物には含めず、上水道の施設のため、インフラ資産（上水道、下水道）で計上



<更新等に係る経費の見込み>

4-2 充当可能な財源の見込み

前述した「更新等に係る中長期的な経費の見込み」に対応した、今後40年間における「充当可能な財源の見込み」を試算します。

(1) 試算条件

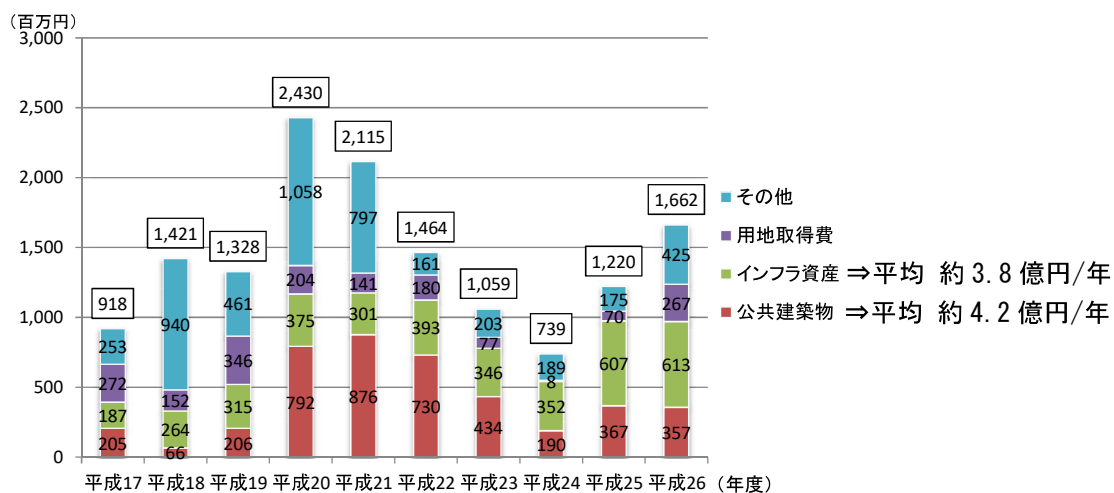
充当可能な財源の見込みは、「普通会計における普通建設事業費」と「企業会計における資本的支出」の過年度の実績額の平均値を使用し、それぞれの施設区分ごとに、下表の条件に基づき試算します。

＜充当可能な財源の見込みの試算条件＞

施設区分	試算条件
公共建築物	「普通会計における普通建設事業費」のうち、公共建築物分の過去10年間の実績額の平均値を40倍する。
インフラ資産 (普通会計)	「普通会計における普通建設事業費」のうち、インフラ資産分の過去10年間の実績額の平均値を40倍する。
インフラ資産 (上水道、下水道)	「企業会計における資本的支出」のうち、過去10年間の実績額の平均値を40倍する。

a) 普通会計における普通建設事業費

「普通会計における普通建設事業費」の過去10年間の実績額の平均値は、公共建築物で約4.2億円/年、インフラ資産で約3.8億円/年となります。

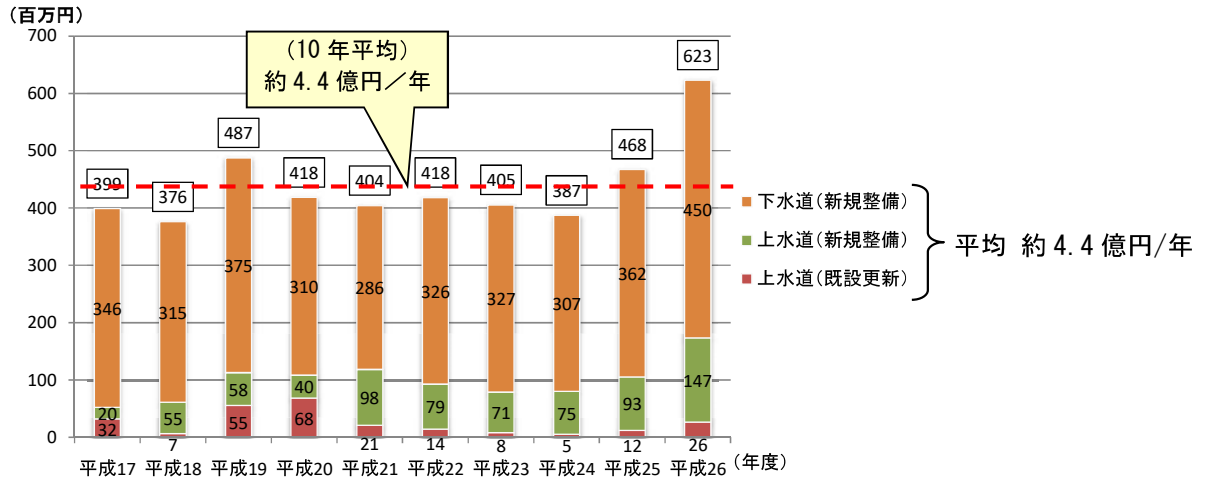


※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

＜過去10年間の普通会計における普通建設事業費の内訳＞

b) 企業会計における資本的支出

「企業会計における資本的支出」の過去 10 年間の実績額の平均値は、1 年あたり約 4.4 億円となります。



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

<過去 10 年間の企業会計の資本的支出の内訳>

(2) 試算結果

今後 40 年間の充当可能な財源の見込みは、前述した 1 年あたりの実績額の平均値を 40 倍すると、下表のとおりとなります。

<充当可能な財源の見込み>

施設区分	財源の見込み	計算式
公共建築物	約 168 億円 (約 4.2 億円/年)	約 4.2 億円/年×40 年
インフラ資産 (普通会計)	約 152 億円 (約 3.8 億円/年)	約 3.8 億円/年×40 年
インフラ資産 (上水道、下水道)	約 176 億円 (約 4.4 億円/年)	約 4.4 億円/年×40 年
合計	約 496 億円 (約 12.4 億円/年)	

4-3 更新等に係る中長期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込みの比較

これまでに試算した今後40年間の「更新等に係る中長期的な経費の見込み」と「充当可能な財源の見込み」を比較すると、公共建築物とインフラ資産ともに、更新等に係る財源が不足することになります。

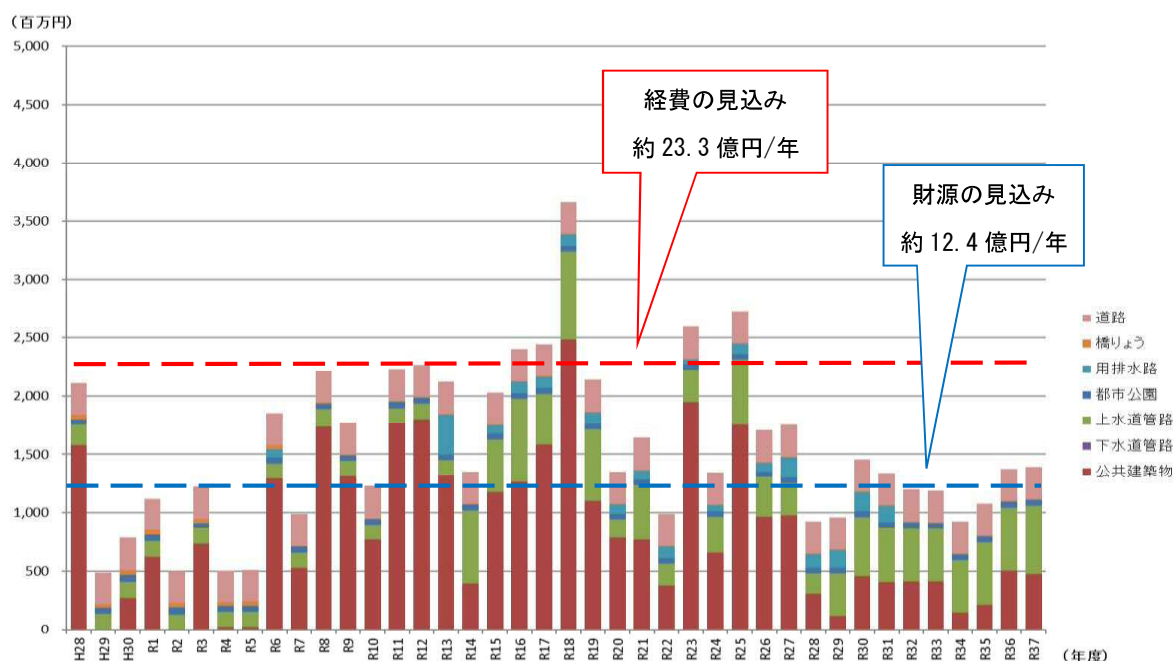
- ・公共建築物は、今後40年間で約285億円（約7.1億円/年）の財源が不足する見込み
- ・インフラ資産（普通会計）は、今後40年間で約84億円（約2.1億円/年）の財源が不足する見込み
- ・インフラ資産（上水道、下水道）は、今後40年間で約69億円（約1.7億円/年）の財源が不足する見込み

＜更新等に係る経費の見込みと充当可能な財源の見込みの比較＞

施設区分	経費の見込み	財源の見込み	過不足額
公共建築物	約453億円 (約11.3億円/年)	約168億円 (約4.2億円/年)	△約285億円 (△約7.1億円/年)
インフラ資産 (普通会計)	約236億円 (約5.9億円/年)	約152億円 (約3.8億円/年)	△約84億円 (△約2.1億円/年)
インフラ資産 (上水道、下水道)	約245億円 (約6.1億円/年)	約176億円 (約4.4億円/年)	△約69億円 (△約1.7億円/年)
合計	約934億円 (約23.3億円/年)	約496億円 (約12.4億円/年)	△約438億円 (△約10.9億円/年)



現在保有する公共施設等を全て維持すると仮定した場合、更新等に係る財源は、
今後40年間で約438億円(約10.9億円/年)不足の見込みです。



5. 公共施設等の長寿命化による更新等に係る経費の縮減効果の検討

前述した公共建築物及びインフラ資産の財源不足を補うための取組みとして、今後も全ての公共施設等を維持すると仮定したうえで、公共施設等の長寿命化による更新等に係る経費の縮減効果を検討します。

(1) 試算条件

a) 公共建築物

長寿命化を図った場合の公共建築物の耐用年数は、「建築物の耐久計画に関する考え方（社）日本建築学会 昭和63年」の目標耐用年数の最大値を使用するものとし、鉄筋コンクリート造等は80年、木造は50年と設定します。

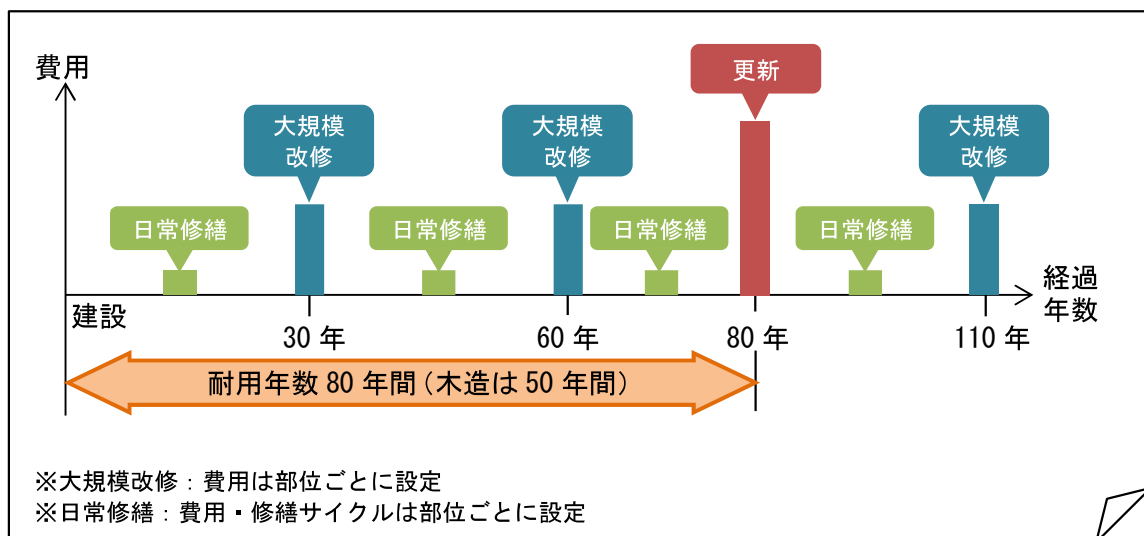
また、施設の長寿命化を図る前提として、屋根、外装及び内装等の部位ごとの仕様に応じて、10年から15年程度の間隔で定期的に日常修繕を行うとともに、建築後から30年と60年で大規模改修を行うものと想定します。

日常修繕、大規模改修及び更新単価は、前述した総務省の試算ソフトの単価を準用し、部位ごとに個別に設定します。

<公共建築物の目標耐用年数>

構造	目標耐用年数	
	代表値	範囲
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、ブロック造	60年	50～80年
木造	40年	30～50年

長寿命化を図る場合の
目標耐用年数



<公共建築物の長寿命化のイメージ>

b) インフラ資産

長寿命化計画の策定状況や市の管理実績等を踏まえ、以下の条件とします。

<インフラ資産の試算条件（長寿命化を図る場合）>

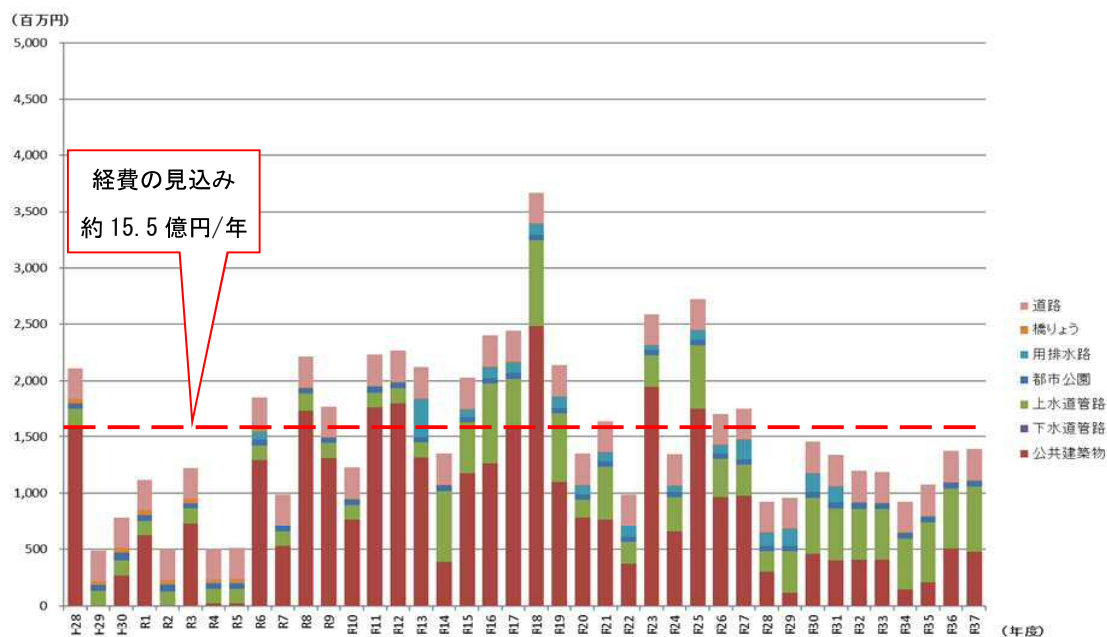
試算対象施設	試算方法
橋りょう	「岩倉市橋梁長寿命化修繕計画（平成26年1月策定）」に基づき試算する。
都市公園	「岩倉市公園施設長寿命化計画（平成24年3月策定）」に基づき試算する。
道路、用排水路、 上水道管路、下水道 管路	適切な点検、診断及び修繕等を実施することを前提に、総務省の試算ソフトや公的資料に示される耐用年数よりも、長く使用できるものと仮定して試算する。

(2) 試算結果

前述した試算条件に基づき、公共施設等の長寿命化を図った場合、今後40年間に必要な更新等に係る経費の見込みは、全体で約618億円（約15.5億円/年）となり、長寿命化を図る前と比べると、約34%縮減される見込みとなります。

<長寿命化前後の更新等に係る経費の見込み、縮減率>

施設区分	更新等に係る経費の見込み		
	長寿命化前	長寿命化後	縮減率
公共建築物	約453億円 (約11.3億円/年)	約334億円 (約8.4億円/年)	約26%
インフラ資産 (普通会計)	約236億円 (約5.9億円/年)	約156億円 (約3.9億円/年)	約34%
インフラ資産 (上水道、下水道)	約245億円 (約6.1億円/年)	約128億円 (約3.2億円/年)	約48%
合計	約934億円 (約23.3億円/年)	約618億円 (約15.5億円/年)	約34%



<更新等に係る経費の見込み（長寿命化を図る場合）>

また、長寿命化を図った場合の公共施設等の更新等に係る経費を基に、前述した充当可能な財源の見込みと比較を行うと、以下のとおりとなり、公共建築物とインフラ資産（普通会計）については、なお更新等に係る財源が不足することになります。

また、本試算は、今後、新規に整備を行わないことを前提としたものであるため、インフラ資産（上水道、下水道）についても、上水道管路や下水道管路の整備といった市民生活に必要な機能を今後も引き続き確保していくことを考えると、本試算よりも厳しい財政状況となることが想定されます。

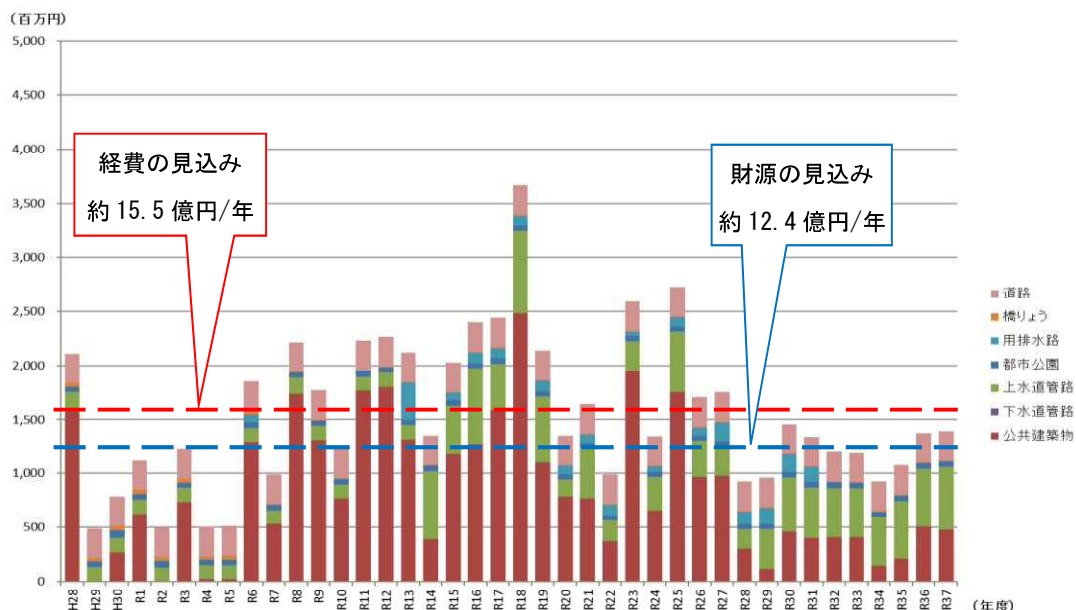
- ・公共建築物の財源不足額は、約 285 億円（約 7.1 億円/年）から約 166 億円（約 4.2 億円/年）となり、約 42%縮減するものの解消には至らない。
- ・インフラ資産（普通会計）の財源不足額は、約 84 億円（約 2.1 億円/年）から約 4 億円（約 0.1 億円/年）となり、約 95%縮減するものの解消には至らない。

＜更新等に係る経費と充当可能な財源の見込みの比較（長寿命化を図る場合）＞

施設区分	経費の見込み	財源の見込み	過不足額
公共建築物	約 334 億円 (約 8.4 億円/年)	約 168 億円 (約 4.2 億円/年)	△約 166 億円 (△約 4.2 億円/年)
インフラ資産 (普通会計)	約 156 億円 (約 3.9 億円/年)	約 152 億円 (約 3.8 億円/年)	△約 4 億円 (△約 0.1 億円/年)
インフラ資産 (上水道、下水道)	約 128 億円 (約 3.2 億円/年)	約 176 億円 (約 4.4 億円/年)	約 48 億円 (約 1.2 億円/年)
合計	約 618 億円 (約 15.5 億円/年)	約 496 億円 (約 12.4 億円/年)	△約 122 億円 (△約 3.1 億円/年)



公共施設等の長寿命化だけでは、更新等に係る財源不足を解消することが困難なため、
施設保有量の縮減をはじめとした、様々な取組を実行していく必要があります。





第2章

公共施設等の総合的かつ計画的な 管理に関する基本的な方針

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等の現状や課題に関する基本認識

前章での検討結果より、今後も公共施設等を適切に維持管理、運営し、行政サービスを継続的に提供していくためには、大きく以下に示す3つの課題に取り組んでいく必要があります。

現状

老朽化の進展

市の公共建築物の大半を占める学校教育系施設をはじめとして、公共施設等の多くは、建設されてから既に30年以上を経過しており、全体的に老朽化が進展している状況です。

課題

公共施設等の安全性の確保

定期的な点検、診断等により施設の損傷等を早期に発見し、適切な修繕や更新等を計画的に実施するとともに、供用が廃止され今後も利用見込みがない施設を速やかに撤去するなど、公共施設等の安全性を確保していく必要があります。

現状

更新等に係る財源不足

公共施設等の長寿命化を図ることにより、今後40年間の更新等に係る経費を大幅に縮減できると見込まれますが、財源不足の解消には至らず、市が保有する全ての公共施設等を維持することが困難になります。また、今後も引き続き、道路や下水道といった市民生活に必要な機能を確保することを踏まえると、財政状況はさらに深刻な状況になることが予想されます。

課題

財政負担の軽減・平準化

個別施設計画に基づいた、公共施設等の長寿命化を図ることにより、更新等に係る経費の縮減や一定年度への集中を回避するとともに、施設保有量の縮減をはじめとした、更新等の経費の縮減に向けた様々な取組を実行していく必要があります。また、現在設置している基金を活用するなど、財政負担を軽減・平準化していく必要があります。

現状

人口構造の変化に伴う利用需要の変化

本市では、少子化の影響や市民ニーズの変化を受けて、小学校の余裕教室を利用した放課後児童クラブの運用が開始されるなど、公共施設等に求められる利用需要が変化している状況です。また、岩倉市人口ビジョンでは、平成27年から40年間で、総人口が約15%減少するとともに、高齢化が加速度的に進展することが予想されており、公共施設等に求められる利用需要の更なる変化が予想されます。

課題

公共施設等の最適な配置の実現

「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、公共施設等の複合化や統廃合等を計画的に行うことにより、人口構造や市民ニーズの変化に対応した公共施設等の最適な配置を実現する必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市の公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、公共サービスの充実と財政の健全化を図るため、公共建築物及びインフラ資産の基本方針を以下のとおり設定します。

2-1 公共建築物の管理に関する基本方針

公共建築物に関しては、維持管理・更新等に係る経費の縮減や財源確保など、できる事から着実に取り組むものとし、以下の3つを基本方針とします。

公共建築物の管理に関する基本方針

1 予防保全による長寿命化の推進

- ・施設の安全性を長期にわたって確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図るため、確実な点検・診断により施設の健全性評価を実施したうえで、可能な範囲で予防保全型の管理^{*1}へと転換し、目標耐用年数を概ね80年とした施設の長寿命化を目指します。
- ・長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストのより詳細な試算や対策の優先性を検討するとともに、耐用年数までの長期にわたって、適切な維持管理水準の確保を目指します。既に長寿命化計画が策定されている公共施設等については、既存計画の推進を基本としながら、本計画における方針を踏まえて、必要に応じて適切に見直します。

2 施設総量・施設配置の最適化

- ・今後の人口構造や市民ニーズ等の変化を見据え、新規整備は原則実施せず、減築、統廃合、複合化、廃止及び民間・住民移管等の手法を用いて、施設総量や施設配置の最適化を目指します。
- ・施設総量や施設配置の最適化を図るため策定した「岩倉市公共施設再配置計画（平成31年（2019年）3月策定）」に基づき、公共施設の統廃合、複合化等の再配置を推進するとともに、適宜、利用状況、コスト状況、施設配置及び市民要望等を踏まえた用途分類ごとの施設評価を実施し、再配置計画の見直しを行います。

3 施設管理・運営の適正化

- ・指定管理者制度、PPP^{*2}／PFI^{*3}及びESCO事業^{*4}など、民間事業者等の資金やノウハウを積極的に活用することにより、質の高い公共サービスを持続的かつ効率的に提供しながら、維持管理・運営コストの縮減を目指します。
- ・各施設の管理・運営状況等を一元的に把握し、包括的な民間委託契約など効率的な契約方法を検討し、維持管理・運営コストの縮減を目指します。

- ※1 予防保全型の管理：損傷が発生してから対応する従来の事後的な管理ではなく、機能の損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行い、長期にわたり安全性・機能性を確保する管理方法。
- ※2 PPP：行政と民間がパートナーを組んで事業を行う、「官民連携」の形。（パブリック・プライベート・パートナーシップ）
- ※3 PFI：公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）
- ※4 ESCO 事業：民間企業による省エネルギーサービスの包括提供事業。（エネルギー・サービス・カンパニー）

2-2 インフラ資産に関する基本方針

インフラ資産は、道路、橋りょう、上下水道など「市民の社会生活の基盤」となる施設であり、「安全・安心な市民の生活を支える」うえで、欠かすことができない重要な施設です。

また、インフラ資産は、それぞれが特殊な性質を有しており、廃止や用途転用などの取組みが困難であることに加え、利用者数の多少に関わらず、今後も引き続き新規整備が必要であると考えられます。

以上の内容を踏まえ、インフラ資産に関しては、維持管理・更新等に係る経費の縮減など、できることから着実に取り組むものとし、以下の3つを基本方針とします。

インフラ資産の管理に関する基本方針

1 確実な点検・診断による都市基盤の安全性の確保

- ・点検、診断、措置、記録といったメンテナンスサイクルを確実に構築することにより、重要な都市基盤としての安全性を確保するとともに、市民が安心して暮らすことができる生活環境の提供を目指します。
- ・インフラ資産は、施設所管課による専門的な取組みが必要であるため、資格の取得や研修会等を通じて、職員のメンテナンスに対する知識の向上を目指します。

2 長寿命化と適切な維持管理によるコストの縮減

- ・個別施設の長寿命化計画の策定を推進・実施し、予防保全型の維持管理へと転換することにより、維持管理・修繕等のライフサイクルコストの縮減を目指します。
- ・包括管理委託を含めた民間への委託を拡大するなど、所定の管理水準を確保することを前提に、コスト縮減に向けた施策の検討を行います。
- ・実現性、実効性の高い長寿命化計画とするため、点検・診断結果及び修繕履歴等の情報を蓄積・分析することにより、施設ごとの劣化特性を把握します。

3 市民生活に必要な機能を確保するための総合的な経営戦略

- ・道路や下水道の新規整備など、市民生活を支えるうえで必要な機能を引き続き確保していくためには、既存施設の修繕・更新等に係るコストを縮減し、それらの費用を充当する必要があります。そのため、インフラ資産の新規整備にあたっては、今後の社会経済情勢、市民ニーズ及び財政状況等を的確に捉えつつ、既存施設の修繕・更新等のあり方を含め、総合的な経営戦略を検討していきます。

2-3 公共建築物・インフラ資産の共通基本方針

施設の改修や更新等をする際には、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）」及び「岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針（平成 16 年（2004 年）4 月策定）」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、すべての人が安全で安心して利用できるユニバーサルデザインの導入を推進します。

2-4 縮減目標の設定

公共施設等の長寿命化を図っても、公共建築物とインフラ資産（普通会計）の財源不足額は解消されないことから、施設保有量の縮減を検討し、市全体が一丸となって取り組むための具体的な目標を設定します。

(1) 縮減目標を設定するための試算条件

①インフラ資産の総量は縮減しないことを前提とし、公共建築物の延床面積の縮減により、公共建築物とインフラ資産の財源不足額を補います。

※インフラ資産は、道路、橋りょう、上下水道など、市民の社会生活の基盤となる施設であり、欠かすことができない重要な施設です。また、それぞれが特殊の性質を有しており、廃止や用途転用などの取組みが困難であることに加えて、今後も引き続き新規整備が必要であることを踏まえ、インフラ資産の総量の縮減は想定しません。

②公共建築物の延床面積の縮減に伴い、更新等に係る経費も縮減されるものと仮定し、充当可能な財源の見込みと等しくなるまで縮減します。その際、公共建築物の充当可能な財源の見込みは約 168 億円ですが、インフラ資産の財源不足額である約 4 億円を補う必要があるため、公共建築物の更新等に充当可能な財源の見込みは、約 164 億円となります。

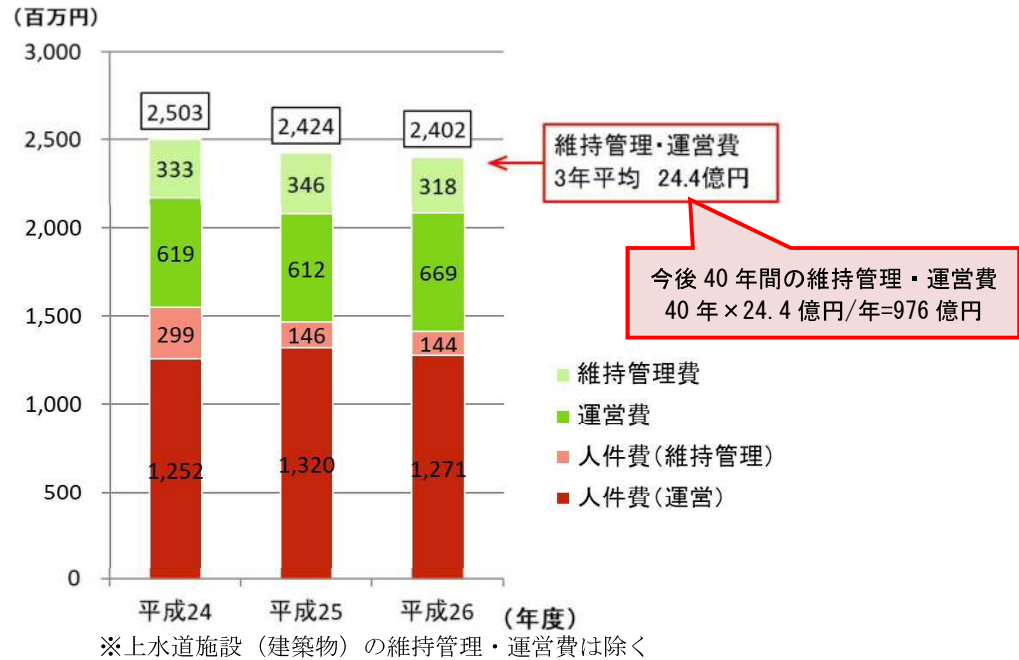
※上水道及び下水道は、使用料収入などの財源を基に、普通会計とは独立して収支のバランスを確保していくものと捉え、上水道及び下水道の過不足額（約 48 億円）は考慮しません。

<更新等に係る経費と充当可能な財源の見込み（長寿命化を図る場合）>

施設区分	経費の見込み	財源の見込み	過不足額
公共建築物	約 334 億円 (約 8.4 億円/年)	約 168 億円 (約 4.2 億円/年)	△約 166 億円 (△約 4.2 億円/年)
インフラ資産 (普通会計)	約 156 億円 (約 3.9 億円/年)	約 152 億円 (約 3.8 億円/年)	△約 4 億円 (△約 0.1 億円/年)
インフラ資産 (上水道、下水道)	約 128 億円 (約 3.2 億円/年)	約 176 億円 (約 4.4 億円/年)	約 48 億円 (約 1.2 億円/年)

今後 40 年間の公共建築物の更新等に
充当可能な財源の見込みは約 164 億円

- ③公共建築物は、人件費、光熱水費及び維持管理に係る委託費等の維持管理・運営費も要することから、公共建築物の延床面積の縮減に伴いこれら維持管理・運営費も縮減され、この縮減額を公共建築物の更新等の財源に充当できると仮定して、延床面積の縮減率を算出します。
- ※施設ごとに係る経費の内訳が異なるため、延床面積の縮減量と維持管理・運営費の縮減額は比例しません。

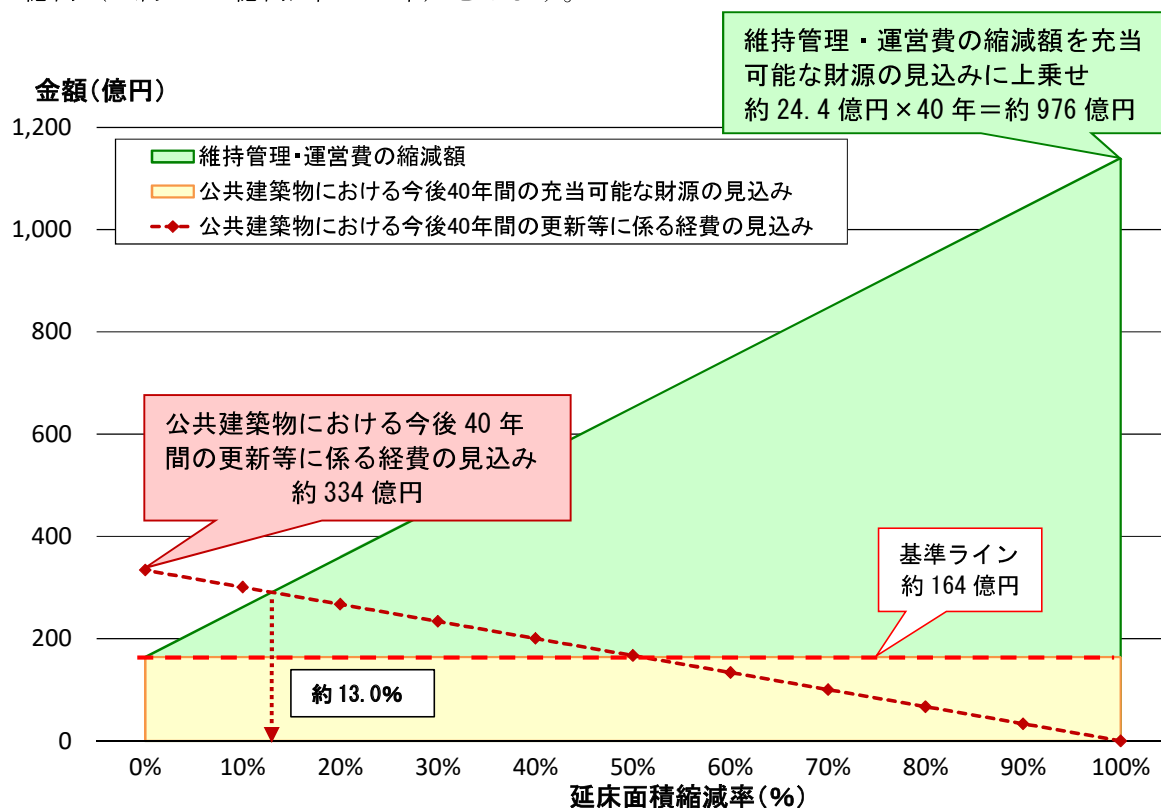


<公共建築物の過去3年間の維持管理・運営費の推移>

(2) 試算結果

本市では、今後 40 年間の公共施設等の更新等に係る経費と将来の財源の見込みのバランスがとれる保有量とするための最低限目指すべき数値として、前述した条件により試算した結果に基づき、約 13%を採用します。

- ・公共建築物に充当可能な財源の見込みである約 168 億円から、インフラ資産の財源不足額である約 4 億円を引いた約 164 億円を、基準ラインとします。
- ・公共建築物の今後 40 年間の維持管理・運営費は、過去 3 年間の平均値より、全体で約 976 億円（＝約 24.4 億円/年×40 年）とします。



＜公共建築物の延床面積の縮減目標＞

岩倉市の縮減目標

今後 40 年間に於いて、公共建築物の延床面積を約 13%縮減する。(約 1.3 万㎡)

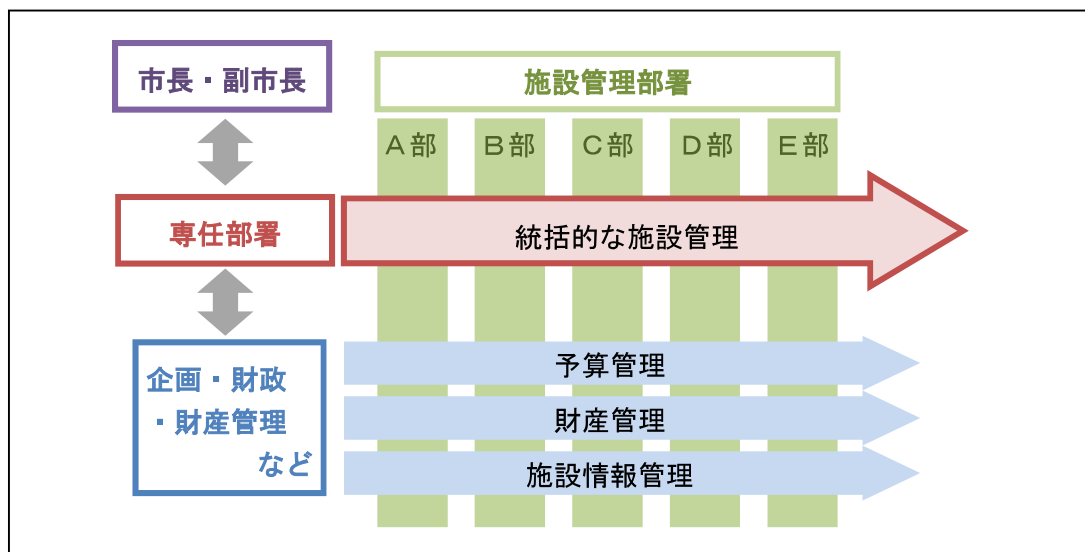
3. 計画の推進に向けた取組み

(1) 全庁的な取組み体制の構築

本市では、今後、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を迅速かつ効果的に推進するため、全庁横断的な役割を担う専任部署を組織することを検討し、公共施設等を資産として捉えた統括的な業務を実施することを目指します。

専任部署で想定される主な業務

- ・施設情報（コスト情報、利用状況、修繕履歴等）の一元管理、分析
- ・全体計画（総合管理計画、個別施設計画）の進捗管理
- ・公共建築物に関する基本方針（再配置計画、長寿命化計画）の設定
- ・分野横断的な視点による修繕予算額の査定、とりまとめ など



＜全庁横断的な組織体制のイメージ＞

(2) 情報管理・共有方策

公共施設等の情報は、これまで所管部署ごとに管理され、施設台帳等の情報はそれぞれの所管部署内で活用してきました。しかし、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくためには、施設情報・コスト状況・利用状況などの情報を把握し、費用対効果や将来的な更新コストなどを総合的に分析していく必要があります。今後は、所管部署ごとの情報を収集・蓄積し、公共施設全般に関連する情報が一元的・総合的に管理できるシステムの整備を推進します。

(3) フォローアップ

本計画は、40年間という長期の計画であるため、5年間隔を目途に、PDCAサイクルによる随時見直しを行い、実現性・実行性を確保した計画とします。

①本計画の方針を基に、公共建築物では再配置計画や長寿命化計画を、インフラ資産では個別施設計画を策定・見直しを行い、それらの計画に沿った修繕、更新等の具体的な施策を計画的に推進していきます。また、これらの計画の策定にあたっては、議会と協議を重ねるとともに、必要に応じて、ワークショップ、地元説明会及び政策提案制度等により市民からの意見聴取に努めます。

②長寿命化計画や個別施設計画等に基づく各施策について、施設情報（コスト情報、利用状況及び修繕履歴等）をデータベースに蓄積・整理するとともに、カルテ等を活用して「見える化」することで、施策の効果検証を毎年度実施します。また、それらの計画に見直しが必要な場合は、全庁横断的な視点に立ち、総合管理計画をはじめとした各計画の整合性に留意しながら改善を実施します。



<PDCA サイクルのイメージ>

(4) その他の取組み

a) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた職員の意識・技術力の向上

- ・ 今後、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくためには、全庁的な取組が不可欠となるため、全職員を対象とした研修会を定期的を開催し、総合的かつ計画的な管理の目的、意義を理解するなどの合意形成を図ったうえで、コスト縮減や市民サービスの向上に向け、様々な施策を実践していきます。
- ・ 公共施設等の管理の統括的な役割を担う担当職員は、先進事例の視察や講習などにより、技術や情報・知識を積極的に習得するための機会を設けるとともに、そこで得られた知見を全庁の職員に水平展開し、全庁での共有認識の構築や意識の醸成に努めます。

b) 民間活力の導入体制の構築

- ・ 質の高い公共サービスを持続的かつ効率的に提供するため、指定管理者制度、PPP/PFI などの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウの活用を検討します。
- ・ 包括的な民間委託契約など効率的な契約方法の検討を行います。



第3章

施設類型ごとの管理に関する 基本的な方針

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章の検討単位となる公共施設等の施設類型は、以下のとおりとします。

施 設 類 型	
公共建築物	1. 公共建築物全体
インフラ資産	2. 道路（舗装）
	3. 橋りょう
	4. その他道路施設
	(1) 岩倉駅東西地下連絡道及び駅前広場
	(2) 道路附属物及びアンダーパス
	5. 農業施設
	(1) 用排水路
	(2) 排水機場（農業用）
	6. 公園
	(1) 都市公園
	(2) 児童遊園及びふれあい広場
	(3) 尾北自然歩道休憩所
	7. 上水道
	(1) 配水場等
	(2) 上水道管路
	8. 下水道
	9. 消防・防災施設

1. 公共建築物全体

公共建築物全体の管理に関する基本的な方針は、以下の7分野ごとに、実施方針としてとりまとめます。

実 施 方 針
①点検・診断等
②維持管理・修繕・更新等
③安全確保
④耐震化
⑤ユニバーサルデザイン化
⑥長寿命化
⑦統廃合・複合化等

① 点検・診断等の実施方針

- ・日頃の施設の点検業務（日常点検、定期点検）を十分に行い、利用者の安全確保に重点をおいて、施設の状態を正確に把握します。
- ・委託仕様書の内容を標準化し、部や課の枠を越えた全庁横断的な包括管理委託の可能性についても検討し、一層の効率化を図ります。
- ・点検作業は、施設の異常の正確な把握と適切な管理水準での劣化進行の管理を行うため、専門知識を有する技術職が継続的に実施します。
- ・点検・診断した結果・記録はデータベース化し、情報として蓄積することで、施設の損傷の早期把握や劣化特性の把握など、今後のメンテナンスに効率的に活用していきます。
- ・点検・診断に係る基準を統一しマニュアルを作成することで、日々の管理業務の品質の安定と効率化を図ります。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・今後、個別施設計画を策定する施設については、原則として予防保全型管理の考えを取り入れ、計画に沿った維持管理、修繕、更新等を実施します。
- ・維持管理費や光熱水費の縮減につながる仕様、高耐久性部材等の採用など新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めます。
- ・PPP/PFIの活用により、民間の資金やノウハウを活用し、社会変化に対応したサービスの向上を目指すとともに、トータルコストの縮減・平準化に取り組めます。
- ・更新費用の確保を図るため、施設保有量の縮減や維持管理・運営費の見直し等による財源の充当を実施します。

③ 安全確保の実施方針

- ・岩倉市業務継続計画(BCP)に基づき、早期の復旧が可能な体制を構築することで、万一の事故・事件の発生や災害で被災した場合の被害を最小限にとどめます。
- ・修繕の必要性が高いと判断される施設から、優先的に修繕を実施します。また、高度な危険性が認められた施設については、速やかに利用を中止し、緊急修繕を実施します。
- ・老朽化が著しい施設及び利用見込みのない施設については、市民の安全確保の観点から、統廃合・複合化等の実施方針に基づき、速やかに廃止等を検討します。

④ 耐震化の実施方針

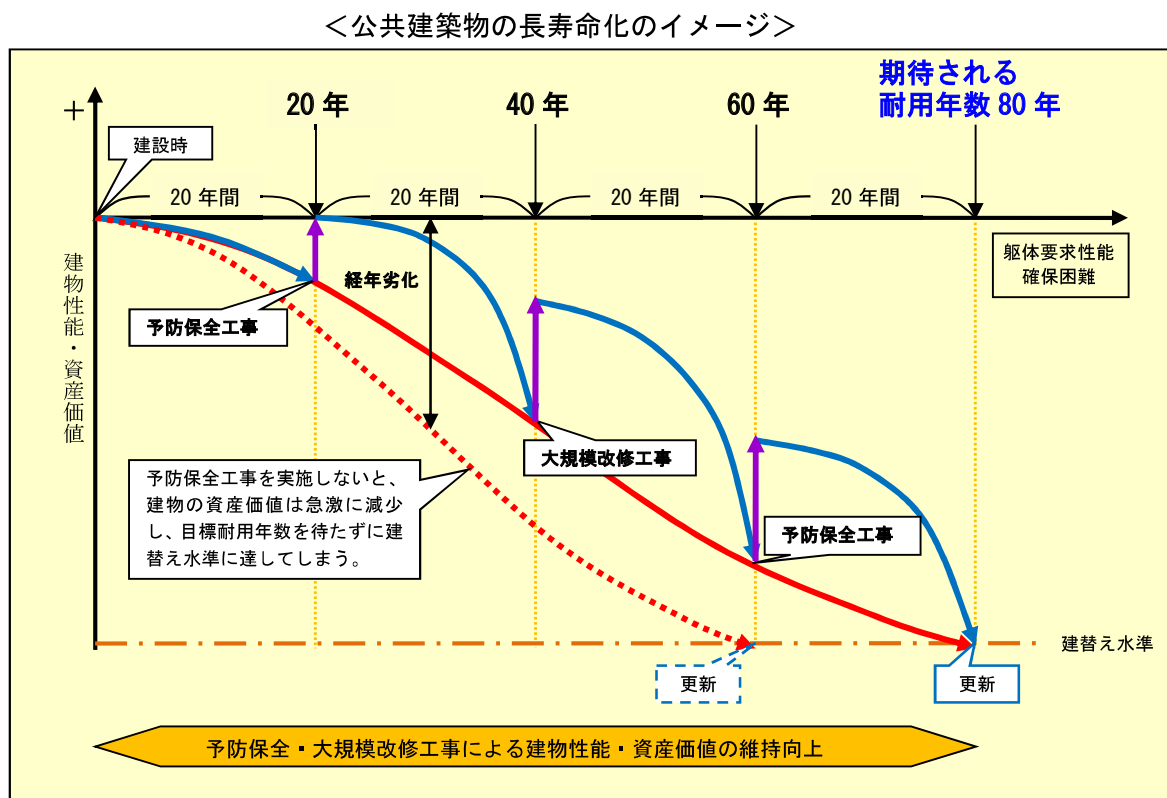
- ・「岩倉市耐震改修促進計画(改訂版)(平成26年(2014年)3月策定)」に基づき、公共建築物の耐震化を平成29年度までに完了しています。今後は、新たな「岩倉市耐震改修促進計画(令和3年(2021年)3月策定)」に基づき、照明や天井等の非構造部材についても、災害時の安全性を確保するため耐震化を検討していきます。

⑤ ユニバーサルデザイン化の実施方針

- ・施設の改修や更新等をする際には、「ユニバーサルデザイン2020行動計画(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)」及び「岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針(平成16年(2004年)4月策定)」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、すべての人が安全で安心して利用できるユニバーサルデザインの導入を推進します。

⑥ 長寿命化の実施方針

- ・確実な点検・診断により施設の健全性評価を実施し、利用状況等も含め、今後も継続的に利用すると判断される施設は、予防保全型の管理へと転換し、期待される耐用年数までの使用を可能にする長寿命化を目指します。
- ・再配置計画及び長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストを縮減するとともに、建替え更新時期の集中化を回避し、歳出予算の平準化を図ります。



⑦統廃合・複合化等の実施方針

- ・公共建築物の最適な配置の実現に向けて、現在の利用状況、劣化状況及び今後の人口構造の変化等を考慮したうえで、施設の必要性や配置バランス等を検証するとともに、施設を保有しない公共サービスの提供のあり方を検討します。
- ・現在の規模や機能を維持したまま更新することが不適当と判断される施設については、他施設との複合化や規模の縮小等を検討します。また、建物性能が高い施設については、多機能化するなど積極的な利活用を検討します。
- ・本来の設置目的による役割を終えた施設や利用状況が低い施設等については、廃止等を検討します。
- ・施設の廃止等により生じる跡地は、原則として貸付や売却による収益の確保に努めます。
- ・広域での利用が可能な施設は、近隣自治体と連携し共同利用することで、公共施設の機能及びサービスを維持し、維持・運営に係る経費の縮減を図ります。

＜延床面積の縮減に向けた取組み例＞

手法	内容	イメージ図
廃止	利用されていない施設、不要な施設・危険施設は機能を停止し、取り壊しを行う。	
統合	同一機能を持つ複数施設を1か所の施設に統合する。	
複合化	異なる機能を持つ複数施設を1か所の施設に統合する。	
規模縮小	一部取り壊しや建替え時に規模を縮小する。	

2. 道路（舗装）

道路（舗装）の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

①施設の現状
・道路（舗装）の総延長は、249,198m（幹線道路：40,200m、生活道路：208,998m）です。 ・道路（舗装）の総面積は、1,474,897 m²（幹線道路：368,571 m²、生活道路：1,106,326 m²）です。
②管理に関する現状と課題
・幹線道路については、令和2年度に路面性状調査を実施し、その調査結果を基に「幹線道路舗装修繕計画」を策定するとともに、現在は、その計画に基づき舗装修繕を実施しています。 ・生活道路については、各区から提出される要望書等を基に現地調査を実施し、整備の優先度を判定したうえで修繕工事を実施しています。 ・幹線道路及び生活道路ともに、工事完了後は一定期間、掘り返し抑制を行っているものの、その抑制期間を経過後、間もない時期に行われる掘り返しを伴う工事については、道路を不経済に損傷する原因となっています。
③管理に関する基本的な方針
・国土交通省が策定する「舗装点検要領」に基づき、効率的な舗装修繕を実施します。 ・幹線道路及び生活道路ともに、道路利用者の安全性・快適性の観点から、路面性状基礎調査や現地調査等を行い、舗装の劣化状況を早期に発見するとともに、整備の優先度を判定しながら修繕工事を実施します。 ・幹線道路については、予防保全の観点から土質調査や交通量より適切な舗装構成を確保し、さらに工事完了後は適切な補修を計画的に実施することで、舗装の長寿命化を図ります。 ・道路は、市民生活に欠かすことのできない社会資本施設であることから、統廃合や使用制限等については想定していません。

3. 橋りょう

橋りょうの管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

①施設の現状
・ 橋りょうの総数は、129 橋（橋長 15m 以上：23 橋、橋長 15m 未満：106 橋）です。 ・ 橋りょうの総面積は、9,146 m²（橋長 15m 以上：6,516 m²、橋長 15m 未満：2,630 m²）です。
②管理に関する現状と課題
・ 令和 3 年度に策定した「岩倉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕を実施しています。 - また、国土交通省より示されている「橋梁定期点検要領」及び「道路橋定期点検要領」に基づき、平成 26 年度から市内の全橋りょうの点検を順次実施しています。
③管理に関する基本的な方針
・ 国土交通省より示されている「橋梁定期点検要領」及び「道路橋定期点検要領」に基づき、近接目視にて 5 年に 1 度の定期点検と診断を実施します。 ・ 道路管理者が実施する通常点検により、橋りょうの異常、損傷などを早期に発見し、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図ります。 ・ 点検結果より明らかになった損傷程度に基づき、主要部材の予防保全型の修繕とその他の部材の事後保全型の修繕、計画的な更新(架替え)により、橋りょうの維持管理を実施します。 ・ 今後も引き続き、健全度を基に、外観損傷が発生している段階で損傷原因（「鋼材の腐食」「床版疲労」「中性化」「塩害」など）に応じた適切な補修を計画的に実施することで、橋りょうの長寿命化を図ります。 ・ 施設の更新時期に合わせて、利用頻度や代替路の有無等から、橋りょうの統廃合や使用制限等の可能性を検討します。 ・ PDCA サイクルにより、点検計画や修繕計画の適宜見直しを図ります。

4. その他道路施設

その他道路施設の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

(1) 岩倉駅東西地下連絡道及び駅前広場

①施設の現状
・ 岩倉駅東西地下連絡道は、1 か所（施設面積 1,515 m²）です。 ・ 駅前広場は、岩倉駅東西の 2 か所（施設面積 6,940 m²）、石仏駅東の 1 か所（施設面積 624 m²）です。
②管理に関する現状と課題
・ 岩倉駅東西地下連絡道は、平成 26 年度に国土交通省から通達があった「道路ストック総点検実施要領」に基づき、点検を実施しました。それ以降は、定期パトロールを週に一度実施しています。 ・ 駅前広場は、電気設備とエレベーターの保守点検を定期的に行っています。
③管理に関する基本的な方針
・ 岩倉駅東西地下連絡道について、道路ストック総点検の結果は、修繕が必要な箇所は見受けられませんでした。施設利用の安全性の観点から、施設の異常等を早期に発見するために、引き続き定期パトロールを実施し、適切な維持管理を実施します。 ・ 駅前広場について、電気設備とエレベーターの保守点検に加え、定期パトロール等により施設の劣化状況をはじめとした広場の異常を早期に発見していきます。また、施設利用の安全性の観点から、点検結果等により修繕が必要と判断された施設については、早急に修繕や更新等の対応を実施するなど、適切な維持管理を実施します。

(2) 道路附属物及びアンダーパス

①施設の現状
・ 道路附属物の総数は、道路照明灯が 335 基、道路案内標識が 2 基です。 ・ アンダーパスの総数は、10 か所です。
②管理に関する現状と課題
・ 平成 26 年度に国土交通省から通達があった「道路ストック総点検実施要領」に基づき、市内の道路附属物とアンダーパス等をすべて点検しました。 ・ 道路照明灯については、点検により早急に修繕が必要な箇所を確認したため、すべて修繕を行いました。
③管理に関する基本的な方針
・ 定期的なパトロールにより、施設の異常を早期発見し、安全確保の観点により適切な対応を行います。 ・ 道路橋定期点検要領のような明確な点検の要領は定められていませんが、今後の要領等の整備状況に応じて、適宜定期的な点検を実施します。

5. 農業施設

農業施設の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

(1) 用排水路

①施設の現状
・ 幹線用排水路の総延長は、44,341m です。
②管理に関する現状と課題
・ 本市の用排水路は、約 7 割の施設が整備後 30 年を迎えており、一般的な耐用年数を整備後 40 年とすると、今後 10 年の間に更新時期を迎える施設が増加することになります。 ・ 用排水路現況調査図等の資料を台帳として水路管理をしています。施工当時の図面等資料の多くが散逸しており、構造等の把握が困難となっています。
③管理に関する基本的な方針
・ 一般交通に影響する覆蓋水路は、適宜定期点検などを行い、損傷程度に応じた適切な修繕・更新等を実施することで、施設の長寿命化を図ります。 ・ その他の用排水路は、通常のパトロールや利用者からの通報等に基づき、施設の損傷等を早期に発見するとともに、現地調査により損傷程度を確認したうえで、順次修繕・更新等を実施します。 ・ 今後、新設や改良を行う用排水路については、必要に応じて耐震化を検討します。

(2) 排水機場（農業用）

①施設の現状
・ 排水機場（農業用）の総数は、7 か所です。
②管理に関する現状と課題
・ 本市が管理する排水機場（農業用）は、いずれも整備後約 30 年を迎えており、一部の施設でポンプの運転が不可能になるなど、老朽化が進行している状況です。
③管理に関する基本的な方針
・ 今後も引き続き、毎年の自家用電気工作物保安管理業務、排水機場等遠隔操作装置点検業務及び水門点検整備委託業務（排水機場）の中で、設備等の一部の点検を実施するとともに、修繕等が必要であると判断されたものについては、随時対応していきます。 ・ 今後、老朽化した排水機場の増大に対応していくために、既存の排水機場の故障など必要最低限の修繕については直ちに実施し、重要性の高い排水機場から、施設の統合等の検討を含め順次更新を進めます。

6. 公園

公園の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

(1) 都市公園

①施設の現状
・都市公園の総数は、19 か所（施設面積 52,219 m ² ）です。
②管理に関する現状と課題
・平成 23 年度に策定した「岩倉市公園施設長寿命化計画」に基づき、平成 24 年度から令和 15 年度にかけて、計画的な公園施設の更新や修繕による延命化対策を行っていますが、国の交付金の対象規模が変更になり、交付金の対象ではなくなったため、計画に沿った更新が困難になってきています。
③管理に関する基本的な方針
・国土交通省から示される「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」と、一般社団法人日本公園施設業協会から示される「遊具の安全に関する基準」に基づき、毎年、定期点検 1 回と日常点検 3 回を実施します。また、定期的なパトロールを 1 週間に 1 度実施します。 ・遊具等の保守点検の結果、市民からの連絡及び定期的なパトロール等により、遊戯施設等の損傷等を早期に発見するとともに、施設利用の安全性の観点から、損傷程度に応じた適切な修繕・更新等を実施していきます。 ・市民等も施設の管理運営に積極的に関わることにより、管理費の低減や管理の質の向上を目指します。

(2) 児童遊園及びふれあい広場

①施設の現状
・児童遊園の総数は、12 か所（施設面積 9,432 m²）です。 ・ふれあい広場の総数は、3 か所（施設面積 3,579 m²）です。
②管理に関する現状と課題
・遊具・設備の点検や修繕を適切に行うことで、安全性の確保に努めていますが、老朽化の進んでいる施設があるため、利用者の今後の動向等を考慮し、廃止や更新を計画的に行っていく必要があります。
③管理に関する基本的な方針
・国土交通省から示される「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」と、一般社団法人日本公園施設業協会から示される「遊具の安全に関する基準」に基づき、毎年、定期点検 1 回と日常点検 3 回を実施します。また、定期的な巡回により、危険箇所等の早期発見に努めます。 ・点検結果により明らかになった損傷については、施設利用の安全性の観点から、損傷程度

に応じた適切な修繕・更新等を実施していきます。

- ・長寿命化の観点から、予防的な修繕を実施することが効果的であると判断した場合は、塗装等を適宜実施し、錆や腐食等を予防します。
- ・草刈り、樹木剪定及びトイレ清掃等の維持管理について、必要とする作業時間の検証や行政区との協働による維持管理を継続・拡大することで、委託料・賃金などのコストの適正化に努めるとともに、施設の整備及び維持管理に利用者の意見を取り入れやすい体制を構築します。

(3) 尾北自然歩道休憩所

①施設の現状

- ・尾北自然歩道の休憩所である憩いの広場は、五条川沿いに 10 か所（施設面積 14,215 m²）あります。

②管理に関する現状と課題

- ・草刈り、低木の剪定及び便所の清掃等の維持管理に加え、経年劣化した建物や設備などの修繕を計画的に実施しています。

③管理に関する基本的な方針

- ・今後も、定期パトロール等により点検・診断等を実施しながら、適正な管理を行います。
- ・点検・診断結果に基づき、適切な修繕や改修を計画的に行います。

7. 上水道

上水道の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

(1) 配水場等

①施設の現状
・ 配水場等の総数は、11 か所です。
②管理に関する現状と課題
・ 人口の減少や節水機器の普及により、水需要は伸びないことが予測され、拡張の時代から維持更新の時代となってきました。 ・ 発生が懸念される大規模な地震災害での断水被害を最小限に抑えるため、配水場や水源施設の耐用年数を迎えた電気・機械設備の更新により、災害に強い水道施設の構築が必要となってきました。なお、本市が管理する配水場や水源の建物については、全て耐震化が完了しています。
③管理に関する基本的な方針
・ 電気・機械設備の経過年数を考慮し、定期的な点検と的確な現状把握のもと、計画的かつ効率的な更新を実施します。 ・ 点検・診断等については、配水施設運転管理業務や電気設備保守点検業務を実施することで不具合箇所を早期に発見し、施設や電気・機械設備の予防保全に努めます。 ・ 各水源のポンプについては、付属部品を定期的に交換することで機能を維持し、ポンプ本体の計画的な更新を実施します。また、複数台のポンプを設置している水源については、交互運転の実施などにより長寿命化を図ります。

(2) 上水道管路

①施設の現状
・ 上水道管路の総延長は、229,099m です。
②管理に関する現状と課題
・ 人口減少や節水機器の普及により、水需要は伸びないことが予測され、拡張の時代から維持更新の時代となってきました。 ・ 発生が懸念される大規模な地震災害での断水被害を最小限に抑えるため、管路のネットワーク化や効果的な耐震整備を図り、災害に強い水道施設の構築が必要となってきました。
③管理に関する基本的な方針
・ 上水道の管路の内、市内に水を送るための配水本管については、管路耐震化計画に基づき、平成 26 年度から令和 25 年度までの 30 年間で更新を実施します。 ・ 配水本管の内、主要な管路として位置づけをしている口径 200 mm以上の基幹管路については、令和 13 年度までに更新を実施します。 ・ 各家庭などに水を供給するための配水支管については、平成 28 年度に策定した第 4 期配水管整備事業計画の中で、配水管網の現状把握を行い、重要度・更新優先度の観点から、耐震化も踏まえた整備を実施します。 ・ 新たに配水管を布設する際には、耐震性のある管を使用し、長寿命化を進めます。 ・ 配水管の適切な維持管理を行い、漏水が発生した際には、迅速に修繕を実施することで、道路陥没などの事故防止に努めます。

8. 下水道

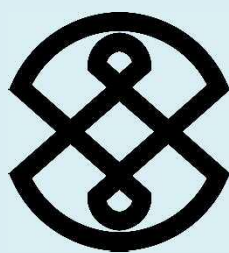
下水道の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

①施設の現状
・ 下水道管路の総延長は、129,820m です。 ・ マンホールポンプの総数は、6 か所です。 ・ 雨水管路の総延長は、5,481m です。
②管理に関する現状と課題
・ 下水道管路は最も古いもので布設後 32 年（平成元年布設）を、雨水管路は最も古いもので布設後 41 年（昭和 55 年布設）を経過していますが、定期的な点検等を行っておらず、異常が起きた段階で随時調査を行っている状態です。 ・ マンホールポンプは、毎年、巡回点検（1 回/月）と精密点検（1 回/年）を実施し、施設の状態を把握していますが、経年劣化が進行しています。 ・ マンホールポンプは耐震化済みですが、一部の下水道管路については、耐震性の有無が未調査の状況です。
③管理に関する基本的な方針
・ 施設状況を把握するため、管渠及びマンホールを対象に、目視点検やテレビカメラ等による詳細調査を実施するなど、施設の重要度等に応じて、概ね 5 年から 15 年に一度の頻度で点検を実施するとともに、緊急度に応じた修繕及び更新の検討を行います。 ・ 下水道管路と雨水管路については、管更生のタイミングである布設後 50 年経過を目安に、今後修繕、更新等の計画を策定します。 ・ マンホールポンプは、ポンプ場の稼働年度（八剣：平成 11 年度、川井・野寄北・野寄南・北島：平成 13 年度、西市：平成 20 年度）から概ね 25 年の経過時を改築の目安としているため、今後修繕や更新の方針を策定します。 ・ 下水道管路と雨水管路の耐震化については、平成 9 年度の耐震指針以前に整備された施設と避難経路に位置する路線を対象に、耐震性の有無を調査します。

9. 消防・防災施設

消防・防災施設の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりです。

①施設の現状
・ 防火水槽の総数は、101 か所です。 ・ 防災無線施設の総数は、20 か所です。 ・ 災害用資機材倉庫の総数は、13 か所です。
②管理に関する現状と課題
・ 本市が管理する防火水槽については、昭和 40 年代に整備されたものが 3 分の 1 以上を占めており、今後、一般的な耐用年数とされる 50 年（鉄筋コンクリート造）を超過する防火水槽が増加します。
③管理に関する基本的な方針
・ 防火水槽については、災害時に十分な機能を果たせる状態を保つため、岩倉市消防署地利調査実施要領に基づき、年次計画に沿って全ての施設を点検します。また、施設の点検結果、設置状況及び耐用年数等に基づき長期的な計画を策定するとともに、異常が認められた場合は速やかに修繕を実施するなど、計画的な維持管理を実施します。 ・ 防災無線施設については、今後も引き続き、毎年実施する保守点検（簡易点検、詳細点検）の結果に応じた適切な修繕を実施することで、施設の長寿命化を進めます。 ・ 災害用資機材倉庫については、安全確保の観点から、年に一度の目視点検により損傷箇所を早期に発見するとともに、損傷程度に応じた計画的な買い替えの他に、適切な修繕による施設の長寿命化を進めます。 ・ 防火水槽については、今後予想される巨大地震により、長期間消火栓が使用できなくなることを想定し、通常の点検により健全な状態を保ちながら、中長期的な耐震化と長寿命化を平行して進めます。 ・ 防火水槽については、「消防水利の基準」（消防庁告示）に基づき整備を行っていますが、配水管の耐震化を踏まえ、防火水槽と消火栓のバランスを考慮しながら施設の統合や廃止等のあり方を検討します。



岩倉市公共施設等総合管理計画

発 行 岩倉市

発 行 年 月 平成 29 年（2017 年）1 月策定

令和 4 年（2022 年）3 月改訂

編 集 建設部都市整備課（策定）

総務部行政課（改訂）

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

電話 0587-38-5814（直通）0587-66-1111（代表）

ホームページ <http://www.city.iwakura.aichi.jp/>